

第4節 遠州御家人内田氏の史的考察

—内田家文書と保賀家文書を中心に—

大山喬平

1 内田家文書と保賀家文書

静岡県小笠郡菊川町の高田大屋敷の住人に擬せられている鎌倉時代の御家人内田氏（下郷内田氏）の子孫が残した中世文書は大きく分けて、惣領家に伝來した内田家文書と庶子家に伝來した保賀家文書からなる⁽¹⁾。現在までに所在が確認されている内田家文書・保賀家文書は以下の通りである。

[内田家文書]

a 92点（山口県阿武郡須佐町伊藤清久氏所蔵謄写本）

伊藤清久本には表紙見返しに「朱書ハ永田瀬兵衛殿付紙ヲ記ス」とある。伊藤本の作成者は不詳であるが、ただ『萩藩閥閱録』の編者でもあった永田政純が原文書に付していた「付紙」の注記を「朱書」で写し取っていたことが明らかである。内田家文書の諸写本中、この伊藤家本が原文書の面影をもつとも忠実に伝えているようで、「此前、文字不見」「此間文字消、不見」などの注記も具体的であって、当時なお伝存していた中世の原文書そのものを花押の形状をも含めてていねいに写し取った様子がうかがわれる。

b 90点（右田毛利文書「永田秘録」卷64 山口県文書館所蔵）

表に「工藤 号内田後称益田」と表題を記すもの。「永田秘録」は上述の永田政純の私的なメモを集成したものであるが、その後「右田毛利文書」に加えられて山口県文書館に寄託され、現在に到っている。右田毛利家は伊豆の天野氏の系譜に連なる毛利氏の家臣の家である。内田氏の本家筋にあたる近世の益田邦衛家に伝えられたものと想される。

c 9点（右田毛利文書「永田秘録」卷63 山口県文書館所蔵）

表に「工藤系 或内田、伊豆国」と表題を記すもの。戦国期の内田氏の分家筋宗景の家の文書を写したもの。

d 88点（毛利家文庫・諸家「益田邦衛系譜」 山口県文書館所蔵）

内田氏の子孫にあたる益田邦衛家の家譜に載せられたもの。國守進氏によるとこの88点はすべてbの文書と重複するものであるが、こちらは写しの程度がよくないという。

[保賀家文書]

e 19点（飯島一郎氏所蔵・東京都八王子市）

嘉禎2年の將軍家政所下文をはじめとして、鎌倉時代の文書5点を含む。

f 1点（足利市民文化財団所蔵）

建武3年5月13日足利尊氏軍勢催促状、保賀熊王宛。以前はeの一部であったもの。

g 6卷94点（日本大学総合図書館所蔵）

1980年に日本大学の所有に帰した保賀文書の中心部分。

h 3点（飯島一郎氏所蔵・東京都八王子市）

飯島一郎氏の新収文書。徳治2年4月2日六波羅下知状を含む。この下知状は鎌倉時代の内田一族にかかる中心的史料。

i 4点（皇学館大学所蔵）

『思文閣古文書目録』111号に載ったもの。

伊藤清久本

永田秘録

[翻刻紹介]

右の内田家文書・俣賀家文書に関する翻刻・紹介として、次のものがある。

國 守 進 **ア** 國守進「石見内田家文書について」(山口県文書館研究紀要1号、1972)

内田家文書を最初に紹介したもの。國守氏は山口県文書館にある**b**・**c**のうち、**b**を底本とし、これに**c**のうちから**b**にない4点を加えて全文書94点を翻刻した。内田氏と内田家文書についての要を得た解説と紹介がされていて、以後の研究の出発点をなしている。

鈴木國弘 **イ** 鈴木國弘編『日本大学総合図書館所蔵俣賀文書』 非売品 1986)

gの俣賀家文書を本文とし、これに参考資料Iとして**e**・**f**の文書を加え、かつ参考資料IIとして、國守氏の**ア**によって内田家文書を合わせてそれまでに知られていた内田、俣賀両家の文書を全点収載している。鈴木國弘氏以下の研究会のメンバー（高村隆・実方寿義氏等）による解説が付けられている。なお内田家文書については國守氏がこの時までに新たに**a**の伊藤本を発見調査しており、その成果がここに織りこまれた。なお本書には國守氏による書評（日本大学史学会「史叢」39号 1987）がある。

ウ 恵良宏「皇学館大学所蔵の中世文書」(『創立十周年記念皇学館大学史料編纂所論集』1989)

iの4点が紹介されている。

エ 『静岡県史』資料編5・6、中世一・二 (1991・92)

内田家文書のうち静岡県関係部分のみではあるが、伊藤本を底本として人名注記などを加え、文書ごとに綱文を付して、内田家文書の理解を容易ならしめている。

以上、内田庄下郷に出自をもつ内田一族には内田家文書が96点、俣賀家文書が121点、合計すると217点におよぶ中世文書が残されていることになる。

内田家文書は遠江の内田庄下郷を本領とする内田氏が石見に恩賞地をえて以来、遠江・石見双方にまたがる所領経営に苦心したさまをさまざまと伝える貴重な武家文書である。これは同じく遠江出身の御家人相良氏（肥後国人吉庄地頭）の「相良家文書」、あるいは駿河出身の吉川氏の「吉川家文書」（安芸国大朝庄地頭）、相模出身三浦氏の「三浦家文書」（法勝寺領周防国仁保庄地頭）、同じく毛利氏の「毛利家文書」（相模国愛甲郡毛利庄出身、安芸国吉田庄地頭）などには見られない特徴である⁽²⁾。この点で内田家文書は本領地・恩賞地双方の文書をよく残す熊谷家文書（武藏出身、安芸国三入庄地頭）や山内首藤家文書（相模出身、嵯峨千光寺領備後国地毗庄地頭）に匹敵するといえよう。

2 伝承の内田氏

A 物語・記録・系図

平安時代末、鎌倉時代初期における内田一族の動静は、後の時代に比べるとはっきりしない。しかし『源平盛衰記』には「遠江国の住人」で「内田三郎家吉」と名乗る武士があり、「是は八箇国に聞えし男、美男の剛の者」とまでいわれていたが、寿永3年（1184）正月、京都を追わされて北国へ落ちて行く木曾義仲の軍勢と遭遇、義仲に従う巴と一騎打ちを

吾妻鏡 **吾妻鏡** して力及ばず、あえなく討ち取られた話がみえている。さらに『吾妻鏡』承久3年（1221）5月晦日条には東海道大將軍北条時房が遠江国橋本駅に到着したさい、その軍勢のなかに「内田四郎」なるものがいて、夜に入り、先陣を越えてひそかに先を急ぐ筑井太郎高重の一隊の勇士十余輩をあやしんで、尋問し、誅伏したことがみえる。この人物は『承久記』

では「遠江国住人内田四郎」として現れ「内田四郎・同六郎・新野右馬允」ら「内田の者共六十余騎」と記されている。事件がおきたのが遠江国橋本駅近辺であることから見て『承久記』が内田四郎を「遠江国住人」と記していることには、「新野某」の名称とともに近辺の地理を熟知するものの行動としての合理性が存している。これらのまだ不確実で断片的な材料から、おぼろげではあるが平安時代の末頃には遠江国に「内田の者共」として近国に知られる武士団が成立していたと判断することが可能である。

彼らの子孫はのちに石見国へ移住するが、江戸時代になって、みずからを藤原南家の流れで工藤祐経の後裔であるとする系図（『永田秘録』巻63・64所収内田系図）をもっていた。祐経は曾我兄弟の敵役で、『曾我物語』では建久4年（1193）の富士野の巻狩のさい、一族内部の所領争いがもとで兄弟に討たれたことになっている。

B 伊豆工藤と遠江工藤

ところで内田氏の出自と鎌倉時代における信仰や族的結合のありかたを暗示するような文書が熊野に残されている。すなわち乾元2年（1303）6月20日の熊野御師道済譲状によると、この時、道済は弟子の信覚坊にたいして「出羽国伊賀阿闍梨引檀那共」などとともに「伊豆工藤、遠江工藤」を一括譲与している（潮崎八百主文書『静岡県史』資料編5中世一 1539号）。これは、工藤氏に関する檀那職が伊豆以来、おそらくは平安時代の末から、熊野の御師の手に代々相伝されていて、これがこの時道済に受け継がれていたことを示すものである。工藤氏が熊野の御師と契約してかれらの先達によって熊野詣でをしていた事実を示すもので、鎌倉御家人としての彼らの宗教生活のありかたを垣間みせてくれる文書である。ここに伊豆工藤とともに遠江工藤が一括して記されていることは工藤の一族が遠江に進出した後も、同じ熊野の御師の檀那として代々本国の工藤と何らかの族的関係を保っていた事実を示している⁽³⁾。彼らはかなりの数で遠江に移住してきたのではなかろうか。鎌倉時代の末に彼らは伊豆工藤とはべつに、遠江工藤として世に知られるまでになっていたのである。内田の地へ移り、やがて内田を名字とするようになった工藤氏もそうした遠江工藤の流れに属していたものであろう⁽⁴⁾。

C 開発領主・代々相伝所職

ところで時代はずっと下るが、貞和5年（1349）に嫡子致世に内田庄内下郷惣領職を譲与したさい、彼らの子孫内田致景は内田庄下郷を「致景重代相伝かいほつのち」であると称していた（内42号 内田家文書42号の略、以下同様）。内田一族は内田庄下郷の開発にかかわった、この地の開発領主の子孫だというのである。これより先、初代地頭の内田致茂は嫡男致員に内田庄下郷地頭職を譲与するにさいして、これを「代々相伝之所職」と称していた（内3・4号）。内田の地における開発の始祖以来の彼らの家系が初代地頭致茂よりさらに何代かさかのぼることが確実である。内田氏の先祖はおそらく平安時代の末にこの地に進出しており、内田氏はこれを、平安時代以来の本領として、幕府によって安堵されたいわゆる本領安堵の地頭だったのである。建治元年（1275）の「六条八幡宮造営注文」は全国にわたる御家人達の造営費用の拠出状況を記したものであるが、遠江国に「内田庄司跡」の人々がおり、5貫文を拠出した事実がみえる⁽⁵⁾。鎌倉幕府のもとで彼等は「内田庄司跡」の人々として認識されていたのであった。ここにみえる「内田庄司」は彼等の何代か前の先祖であるにちがいないが、ここではまだ上郷・下郷の区別がみえない。下郷地頭致茂の親の世代あたりの面影がここにある。

承久記

藤原南家

熊野御師

開発領主の
子孫

本領安堵の
地頭

六条八幡宮
造営注文

3 下郷への進出

—遠江への定着と飛躍、承久3（1221）以前～嘉禎2（1236）

初代致茂（三郎・刑部丞）

←貞応元年（1222）8月17日—嘉禎2年（1236）6月→ [死…←同12月1日]

A 初代致茂

さきに見たように内田家文書のなかでその存在をはっきり確定できる最初の人物は致茂（宗茂）である⁽⁶⁾。彼は貞応元年8月に「石見国貞松豊田地頭職」を承久恩賞地として給与され、嘉禎2年6月に遠江と石見の所領を子供たちに分譲し、同12月1日以前に逝去した⁽⁷⁾。

先述のように『永田秘録』巻63所収の内田系図は「内田宗茂」を工藤祐経の孫、伊東祐時の子供と記しており、さらに宗茂の項に「自頼朝卿之判物二通有之云々、依勲功、始而賜貞松・豊田地頭職、于時貞応元年八月十七日也」と記している。ここにいう頼朝の判物2通は下郷内田氏が伝えた内田家文書には残されていない。下郷内田氏の系図には種々混乱が認められ、この記述は全面的には信用しがたい。先述の『源平盛衰記』にみえる「内田三郎家吉」は「致」の字を通字とする下郷内田氏とは異なる系統の名前であり、また『吾妻鏡』に見える「内田四郎」も致茂の「三郎」とは違う人物のようで、承久合戦当時、内田氏は四郎・三郎があい並んで合戦に参加していたものとみてよいであろう。下郷内田氏とともに上郷内田氏がいて、むしろ後者の方が本来の惣領家だったのではなかろうか。内田氏を名乗りながら莊内では下郷の狭い範囲から出られなかった下郷内田氏のその後の歴史から判断して、そのように考えられる。

B 石見国貞松

致茂は貞応元年（1222）8月17日に北条義時から承久勲功賞として石見国貞松・豊田地頭職を与えられた（内1・2号）。

石見国にはさいわい貞応2年（1223）3月の「惣田数注文」が残されている（『鎌倉遺文』3080号）⁽⁸⁾。それによると致茂が与えられた「貞松」は石見国衙の所在する那賀郡の公領「三百七丁三反」のうちにふくまれる国衙領であって、田数「三丁二反大」の土地である。この「惣田数注文」はこの年、幕府の命令を受けた石見の在国司代・税所・田所等が御使散位井原某等の指揮のもとに注進したもので、安濃・邇摩・那賀・邑知・美濃・吉賀6郡の田数を各郡とも公領・庄領の順に各所領ごとの内訳とともに書き上げたものであるが、那賀郡については公領のみで、庄領の記載がない。石見国では国衙の所在郡にははじめから莊園が発生しなかった事実を示すものである。「貞松」はその那賀郡にあって「つねすえ」「りやうまん」「ちよまつ」などの「さいちゃうへつミやう」（在序別名）や「御もくたい（目代）正作田」、「かちきう田」（鍛冶給田）などをふくむ「いかミの郷」（伊甘郷）につづき、「すゑもと」などの名とともに記されており、これも石見一国の中枢に位置する在序名の一つではなかったかと判断される。貞松名の旧主が石見在序の一人として承久京方武士として戦い、没落したあとであったことが推定されよう。

ところでこの貞松名は後の譲状などに「すうのさたまつミやう」（貞和5年7月19日藤原致景譲状 内43号）などとあって、現在の島根県浜田市周布町近辺に想定される。浜田漁港の西につづく、その名のとおりの「長浜」の浜辺裏手の山中に、小渓谷が開けており、そこを流れて周布川に入る小川にそって上内田・中内田・下内田の3集落が存在している。

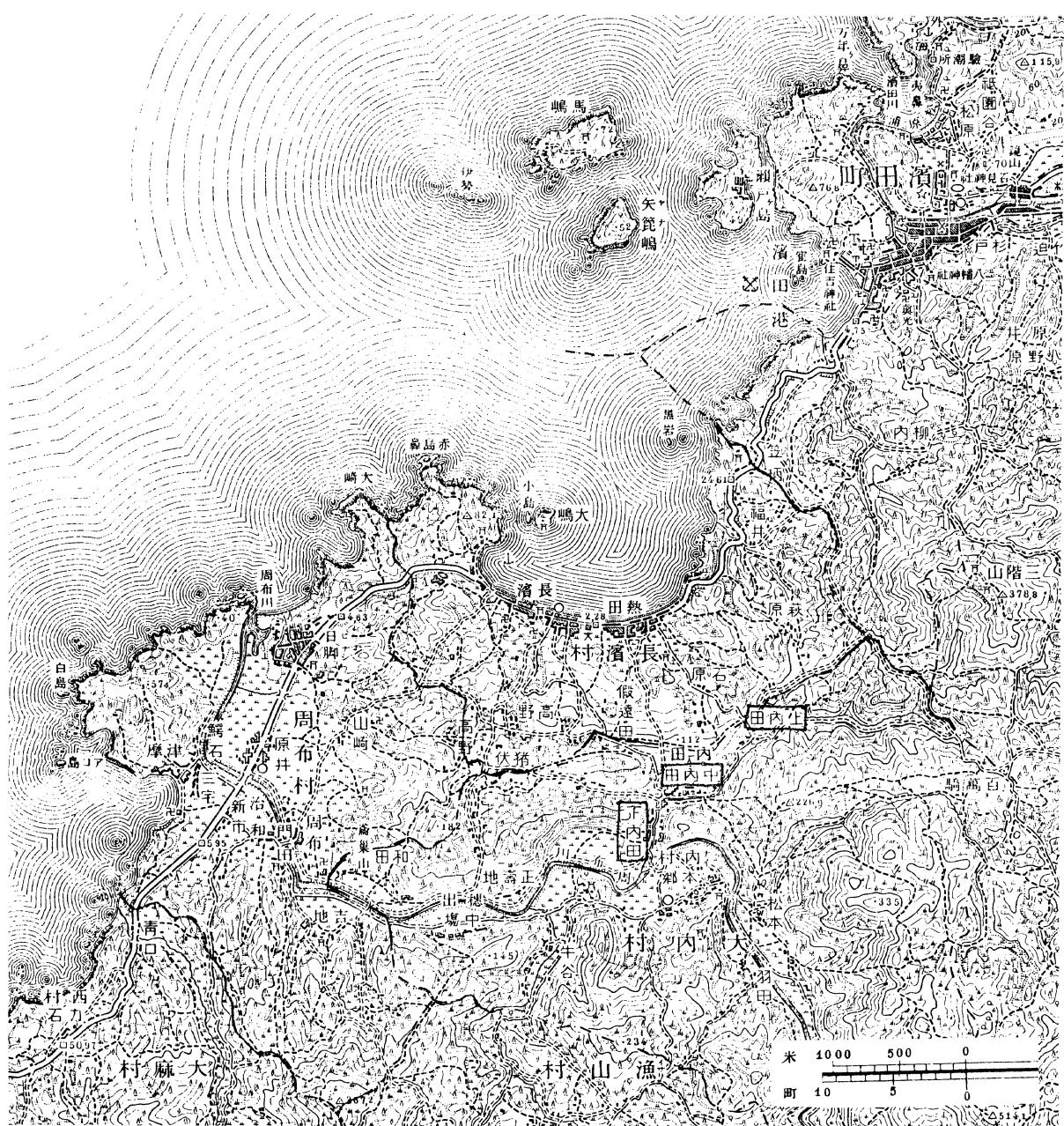
すうのさた
まつミやう

これはおそらくは貞松名の故地であり、この地へ移った内田氏となんらかのかかわりのあった土地であるに違いない。また周布町の旧周布小学校付近には「定松」の地名が残っており、ここも貞松の関連地名である可能性がある。こちらは山陰線周布駅に近く、周布川の対岸にあたる⁽⁹⁾。

C 石見国豊田郷 (I)

承久勲功賞の一つ「豊田」は「石見国惣田数注文」によると美濃郡の庄領「三百十八丁九段六十歩」のうちの実に「百八十八町五反百七十歩」を占める「なかのゝしやう」(長野庄)の一部であって、ここには「とよた 十八丁四反百五十歩〔吉賀郡内〕」(〔 〕は原文では注記。以下同様)と記されている。この最後の注記は豊田がもとは吉賀郡に所属したという意味である。だから「惣田数注文」では吉賀郡の庄領の記載にも「なかのゝしやうの内豊田」として同じく「十八丁四反百五十歩」が重複記載されている。つまり簡単にい

長野庄豊田



第48図 石見国貞松近辺 (大日本帝国陸地測量部 明治32年測図)
(五万分一、浜田)

えば美濃郡に成立した長野庄という巨大荘園が同時に郡堺を越えて吉賀郡の一部をも囲い込んだのが豊田郷だったわけである。長野庄は後白河上皇が政敵崇徳院の御靈を祭った栗田宮領で、鎌倉時代以来青蓮院門跡の管するところであった⁽¹⁰⁾。

この豊田は現在の島根県益田市的一部、旧豊田村近辺の地である。石見第一の水量をもつ高津川の流域にあたる。近世は津和野藩領、元和3年（1617）に藩主龜井政矩の河道付け替え工事が行われるまで高津川は河口付近で益田川と合流してから日本海に注いでいた。

こうして承久兵乱の勝利による石見での恩賞地獲得は東国武士内田致茂とその一族を新しい歴史の舞台にひきだすことになった。

D 政茂の所領譲与

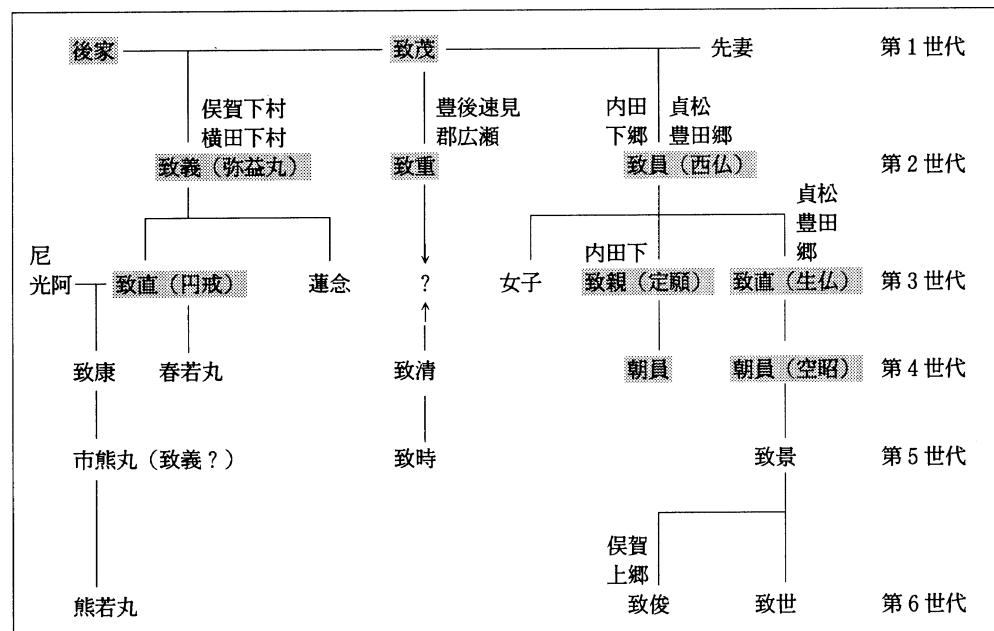
致茂はその後、14年にわたる所領経営の経験をふまえて嘉禎2年（1236）6月、子供たちに遠江・石見の各所領を譲与した。彼は内田庄下郷地頭職以下を「代々相伝之所職」として嫡男致員、ならびに二男・三男らに譲り（内3・4号）、同時にまた石見国貞松・豊田をも嫡男・二男・三男の各人に譲与した（内5号）。致員は前者について12月1日に北条時房（修理権大夫）の下知状による安堵をうけ、後者については同15日に將軍家（藤原頼經）政所下文による安堵をうけている。時房はこのとき、連署の地位にあったが、暦仁元年（1238）2月以前に遠江守護に就任していたことが確実であったとされる（佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』50頁）。すでにこのとき遠江守護であった可能性も高い。

ところで第11・第12・第13表は下郷内田氏の所領関係の動向を客観化して理解するために、彼らが残した譲状、裁許状その他の所領関係文書に現れる一族の人物にかかわる所領表示の形式ならびに地頭職等の所領関係の名乗りの形式を原文のままで惣領家（第11、12表）と庶子侯爵家（第13表）に分け、かつ惣領家については遠江（第11表）と石見その他

高津川の流域

北条時房の安堵

下郷内田氏の所領関係



備考 内田家文書・保賀家文書・豊後国図田帳によって作成
網掛けは徳治二年四月二日六波羅下知状（保飯新）に現れる一族の人物

第49図 内田系図

第11表 内田本宗家の所領（遠江分）

年号	所領表記	備考	出典
嘉禎 2. 6. - . (1236)	内田御庄下郷地頭職并名田畠…但於名田畠者二男三男別讓畢	刑部丞致茂→嫡男致員	内3号
嘉禎 2. 12. 1. (1236)	内田庄下郷地頭職并名田畠…但此内名田畠等分讓二男三男畢	致員 (←北条時房)	内4号
文永 8. 卯. 3. (1271)	内田庄下郷地頭職并名田畠…但讓与名田畠於嫡男女子等畢	沙弥西仏→次男八郎左衛門尉致親	内9号
弘安 2. 2. 5. (1279)	内田庄下郷地頭職	定願子息左衛門三郎朝員 (←岸定願)	内10号*
弘安 10. 12. 18. (1287)	那賀庄下郷下司職	内田左衛門尉致朝法師 {法名定願} (←幕府)	内12号
永仁 3. 8. 21. (1295)	内田庄雜掌×内田八郎左衛門入道	加徵米 (←幕府)	内14号
徳治 2. 6. 4. (1307)	定願・朝員×成仏	加徵米 (←守護)	内15号
正和 3. 12. 27. (1314)	園城寺領遠江国内田庄雜掌忠秀×同庄下郷地頭八郎左衛門尉法師 {法名定願} 代忠能	年貢以下／(和与下地中分) (←幕府)	内16号
正和 5. 11. 26. (1316)	内田庄下郷金太郎名	尼法蓮→男女子息等四人	内17号
文保 3. 1. 26. (1319)	内田下郷地頭職	沙弥空昭→子息藤原致景(八郎)	内18号
建武 4. 7. - . (1337)	遠江国御家人内田下郷孫八郎致景		内25号
建武 5. 1. - . (1338)	遠江国御家人内田孫八郎致景		内26号
— . 5. 7. (---)	当國 {遠州} 内田庄下郷内一分地頭職	内田孫八郎致景	内35号
貞和 5. 7. 19. (1349)	内田庄内下郷惣領職	藤原致景→ちゃくし左衛門三郎致世	内42号
正平 14. 5. 3. (1359)	内田庄下郷地頭職	内田肥前權守 (←判 [直冬])	内71号

: 所領表記欄は史料の原文を尊重した。ただし、必要ない場合は国名を省略した。「A × B」は相論の当事者双方、「A → B」はAからBへの譲与、「A (← B)」はAにあてたBの書下その他を示す。

: { } は原文の割り書き、() [] は筆者の注その他。

: 出典は『日本大学総合図書館所蔵侯賀文書』所収の「内田家文書」、文書番号は同書による。

第12表 内田本宗家の所領（遠江以外）

年号	所領表記	備考	出典
貞応 1. 8. 17. (1222)	貞松豊田地頭職	内田三郎宗茂 (←幕府)	内1号
貞応 1. 9. 10. (1222)	貞松豊田地頭職	内田三郎宗茂 (←六波羅施行)	内2号
嘉禎 2. 12. 15. (1236)	貞松豊田 {除舍弟致重弥誉丸分外} 地頭職	父致茂→藤原致員 (←將軍家政所) (譲状は 6. - .) □ (左カ) 平兵衛尉 × 内田三郎 (致員)	内5号
文応 1. □. 晦. (1260)	吉賀□	越境狼藉・築切壊し・山野押領	内6号
弘長 2. 3. 12. (1262)	吉賀郡野郷地頭代左兵衛尉時次 × 遠江国御家人内田三郎致員		内7号
文永 8. 卯. 3. (1271)	長野庄内豊田郷中豊田道辺一原下角篠原大嶽并同国貞松名地頭職 {但堀内在家三宇一原土壇田畠者讓与次男八郎左衛門尉致親畢}	沙弥西仏→嫡男新三郎左衛門入道生仏	内8号
弘安 8. 5. 23. (1285)	長野庄内豊田郷 {舍弟女子等分除之} 并貞松名地頭職	亡父内田刑部三郎致員 → 左衛門尉致直法師 {法名生仏} (内8号の安堵)	内11号
正応 4. 10. 10. (1291)	貞松名并同国長野庄内豊田郷惣領地頭職	沙弥生仏 → 養子藤原朝員	内13号
徳治 2. 4. 2. (1307)	当郷 (豊田郷) 惣領地頭内田左衛門三郎朝員代教智 × 長野庄豊田郷内侯賀横田両村一分地頭内田兵衛三郎致直		侯飯新1号
正和 5. 11. 26. (1316)	豊田郷横田上村屋敷田畠等	尼法蓮→男女子息等四人	内17号

元徳 3. 4. 4. (1331)	長野庄内豊田郷惣領分中豊田已下村々小 俣賀田并貞松名地頭職	沙弥空昭→嫡男孫八郎致景／惣 領職	内21号
元徳 3. 6.10. (1331)	豊田郷 [] 地頭代口口× [] 郷角村 地頭	大嶽村押領	内22号
暦応 4. 5.19. (1341)	長野庄内豊田郷地頭職	内田孫八郎致景代行直×土屋平 三	内27号
暦応 4.11.24. (1341)	豊田郷地頭職	内田孫八郎致景代行直×土屋平 三	内28号
康永 2. 2.－. (1343)	豊田郷地頭内田孫八郎致景		内29号
康永 2. 3.－. (1343)	豊田郷地頭内田孫八郎致景		内30号
康永 2.11.－. (1343)	豊田郷地頭内田孫八郎致景		内31号
貞和 1.12.13. (1345)	豊田郷内道野辺村并貞松名等地頭職	内田孫八致景×内田工藤三郎致 員跡 (←左馬助 [上野頼兼])	内32号
貞和 2. 8.－. (1346)	豊田郷地頭内田孫八郎致景代子息左衛門 三郎致世		内33号
貞和 4. 4.－. (1348)	豊田郷地頭内田三郎致世		内36号
貞和 4. 卯.－. (1348)	豊田郷地頭内田左衛門三郎致世		内37号
貞和 4. 4.－. (1348)	豊田郷地頭左衛門三郎致世		内38号
貞和 4. 8.－. (1348)	豊田郷地頭内田三郎致世		内40号
貞和 5. 7.19. (1349)	長野庄豊田郷道野辺地頭職并村々すうの きたまつみよう	藤原致景→ちやくしさ衛門三郎 致世	内43号
貞和 5.10. 1. (1349)	長野庄内知行之地	内田左衛門三郎 [厚東周防権守 へ同心合力] (←足利直冬)	内44号
貞和 6.12. 7. (1350)	長野庄内豊田郷内田三郎五郎致国／当知 行分田畠屋敷	(←足利直冬安堵裏書)	内48号
貞和 6.12.－. (1350)	長野庄内豊田郷内田女子代増円／横田上 郷女子妙順之知行田畠屋敷等	(←足利直冬安堵裏書)	内49号
正平 8.12.27. (1353)	貞松村	内田左衛門三郎致世×内六郎太 郎兼成	内61号
正平 9. 5.20. (1354)	豊田郷地頭内田三郎致世	(←沙弥信性)	内63号
応安 1. 8.28. (1368)	安芸国小原郷参分壱地頭職／志和井城料 所	預申／工藤肥前入道(←道階[大 内弘世])	内77号
康暦 1. 7.26. (1379)	当知行地	(←沙弥) 不可有相違	内78号
康暦 2.10.13. (1380)	長門国阿武郡地福郷北方地頭職	料所宛行／内田肥前入道(←[大 内] 満弘)	内79号
康暦 2.10.26. (1380)	長門国阿武郡木与村	料所宛行／内田肥前三郎(←[大 内] 満弘)	内80号
至徳 2. 8. 9. (1385)	長野庄河上豊田帶刀左衛門尉跡	奉預／内田肥前入道(← [大内] 満弘)	内81号
至徳 3. 4. 8. (1386)	長門国神田別符内饗庭太郎左衛門入道并 宇野弥五郎入道跡等・石見国豊田郷内菅 谷中谷	預置／内田肥前入道 (← [大内] 義弘)	内82号
——.11. 3. (----)	阿武郡小河郷内領家方光宣名・安宗名・ 末正名等	内田肥前五郎 (← [益田] 祥兼)	内83号
応永 8.11. 7. (1401)	石見国豊田郷菅谷中谷并同國貞松名	豊田肥前入道 (← [山田] 左京 亮)	内84号
応永15. 8.28. (1408)	豊田郷地頭職并貞松等	豊田右馬助入道 (←沙弥)	内86号

: 所領表記欄等についての原則は第11表に準ずる。ただし他国の所領と並記されている場合を除き石見国の所領については国名を省略した。「俣飯新」は飯田一郎氏新収俣賀文書の略。

第13表 庶流保賀家の所領

年号	所領表記	備考	出典
嘉禎 2.12.15.(1236)	豊田郷内保賀・横田自中道下田畠在家地頭職	致茂→弥益丸(←將軍家政所)(譲状は6. -.)	保飯1号
嘉禎 4.10.11.(1238)	豊田郷内保賀・横田自中道下田畠在家地頭職	弥益丸(←六波羅)(保飯1号の施行)	保飯2号
弘安 9. (1286)	生仏(朝員亡父)并朝員×致義(?)		
永仁 4. 4.16.(1296)	長野庄豊田郷内保賀田畠在家地頭職	内田兵衛三郎致直×舍兄蓮念	保飯新1号
徳治 2. 4. 2.(1307)	長野庄豊田郷内保賀横田両村一分地頭内田兵衛三郎致直×当郷惣領地頭内田左衛門三郎朝員代教智		保飯3号
正和 1. 6. 1.(1312)	長野庄豊田郷内横田下村一方并保賀村一方地頭職	沙弥円戒→孫藤原市熊丸	保日1号
正和 1. 6. 1.(1312)	豊田郷保賀村内梅付藤次太夫屋敷田畠并八段坪田式段	円戒→春若丸(養子・一期分)	保日2号
正和 2. 9. 16.(1313)	長野庄豊田郷内保賀地頭円戒{今者死去}×当郷惣領空昭/介中尾{東限石瀬戸、南限高追、西限梅付谷、北限里}/西田平{東限里、南限大道、西限道祖多尾安富本堂道、北限角井堺小中倉}/保賀面限比多尾并横田下小山{東限里、北限里、南限大歳追道河上一野}	和与去渡・狩倉三ヶ所	保日3号
嘉暦 2. 1. 29.(1327)	豊田郷内保賀上村地頭内田彦三郎致俊代良祐×同下村地頭内田兵衛五郎入道円戒後家尼光阿	助中尾山和与	保飯4号
「元徳4」. 5.16.(1332)	豊田郷一分地頭致貞代兼氏×保賀又三郎等	苅麦狼藉	保日4号
元弘 3. 4.13.(1333)	保賀村地頭内田又三郎致義	(←沙弥道性)	保飯5号
建武 2. 1.19.(1335)	保賀村地頭内田又三郎致義	(←道性)	保飯6号
建武 2. 5. 9.(1335)	豊田郷保賀・横田両村地頭尼妙戒×致義	(雑訴決断所・国宣の施行)	保日5号
建武 3. 5. 8.(1336)	保賀村地頭内田熊若丸代致氏		保飯7号
建武 4. 9. -.(1337)	保賀村地頭内田掃部左衛門尉致義		保飯12号
暦応 3. 3.29.(1340)	須子村内田屋敷	内田掃部左衛門尉(←左馬助[上野頼兼])	保日9号
暦応 3. 9.17.(1340)	当知行本領/不可有相違	保賀熊若丸(←左馬助)/親父 保賀掃部左衛門尉討死 内田熊若丸(←左馬助)	保日11号
康永 3. 2.25.(1344)	須古村内名田畠{尼光阿跡}/内田熊若丸×覚融庵主	内田熊若丸(←左馬助)	保日12号
貞治 4. 4.28.(1365)	長野庄豊田郷内保賀村地頭職	内田左衛門三郎(←守護使長経)	保日30号
貞治 4. 4.29.(1365)	長野庄豊田郷横田下村内保賀分領	内田左衛門三郎(←守護使貞遠)	保日31号
貞治 4. 8.10.(1365)	長野庄豊田郷内保賀村地頭職并横田内田畠等	藤原致弘→嫡子道祖徳丸	保日32号
貞治 5. 8.19.(1366)	長野庄豊田郷内保賀村地頭職并吉田郷内女子分等	内田左衛門三郎(←守護使沙弥道源・上使隼人佑忠基)	保日33号
康暦 1. 7.26.(1379)	当知行地/不可有相違	内田新三郎(←散位[大内義弘])	保日35号
至徳 2. 7.11.(1385)	長野庄保賀地頭職	保賀新三郎(←[大内義弘])	保日36号
応永28.12.20.(1421)	長野庄豊田郷之内保賀村之地頭職并横田之内田畠等	保賀兵庫尉致貞法名景勝→嫡子掃部左衛門尉致家	保飯16号
応永29. 1.11.(1422)	長野庄豊田郷之内保賀村之地頭職并二横田之内田畠等	保賀掃部左衛門尉致家→嫡子賀幸丸	保飯17号
応永29. 1.11.(1422)	(長野豊田郷内保賀村地頭職并横田村内田畠等)畠二反屋敷共(女子一期後)	[保賀]致家→賢幸丸	保飯18号
嘉吉 1.卯.22.(1441)	豊田郷内保賀村	保賀万歳丸(←[山名]熙貴)	保日37号
嘉吉 1.卯.26.(1441)	豊田郷内保賀村	保賀万歳丸(保日37号の打渡状)	保日39号
嘉吉 1.卯.28.(1441)	豊田郷内保賀村	保賀万歳丸(保日37号の施行)	保飯19号
応仁 2.11. 8.(1468)	長野庄豊田郷内保賀村之地頭職并横田之内田畠等	保賀左近将監致堯→嫡子孫法師丸	保飯20号
----. 6. 8.(----)	御台御料所吉賀三箇郷・同野下領等	又香(←家貞)/御代官下代	保日41号

: 所領表記欄等についての原則は第11表に準ずる。なお「保日」は日本大学所蔵保賀文書、「保飯」は飯田一郎氏所蔵同文書の略。なお「」は原文書の異筆・追筆

**嫡男 致員
二男 致重
三男 致義
俣賀氏**

(第12表) に分けて、年代順に表示したものである。

上に述べたように、致茂には3人の子息がいた。嫡男は致員で、二男は致重、三男は弥益丸（成人して致義）といった（内5号、俣飯1・2号 飯田一郎氏所蔵俣賀文書1・2号の略、以下同様）⁽¹¹⁾。三男致義の子孫が俣賀を領して後に俣賀氏を称するようになった。致茂には少なくとも2人の妻があり、次男の致重については不明であるが、嫡男致員と三男致義は腹違いの兄弟であった。後に見る徳治の相論文書のなかで、嫡男致員の孫朝員は曾祖父致茂の後家のことを「後家 {致員繼母}」と記している（俣飯新1号 飯田一郎氏新収俣賀文書1号の略、以下同様）。繼母が三男致義の側に都合のよいように譲状に加筆し、これを変造したというのである。

致茂が嘉禎2年に3人の子息に与えた譲状のうち、嫡男・三男宛の次の3通についてはその内容が知られる。

致員宛 - A 遠江国内田御庄下郷地頭職并名田畠、…但於名田畠等二男三男別譲畢
(内3号、譲状案文 第11表)

- B 石見国貞松・豊田 {除舍弟致重弥益丸分外} 地頭職
(内5号、將軍家政所安堵下文 第12表)

弥益丸宛 - C 石見国豊田郷内俣賀・横田、自中道下田畠在家地頭職
(致義) (俣飯1号、將軍家政所安堵下文 第13表)

内田家も俣賀家も致茂が書いた譲状の原本そのものについては、これを残していない。現存するものはAが案文であり、B、Cが譲状に対する將軍家政所の安堵下文である。後述の相論の内容から判断すると、致茂の譲状には奥書きがあって、とくにB、Cに対応する豊田郷譲状については

於狩者、無我山・人山、寄合可狩、河同事
と述べていた。致茂は兄弟3人の山野・河川についての共同所有の理想を説いていたのである⁽¹²⁾。彼は石見と遠江の双方において惣領分を嫡男致員に与えたが、二男致重・三男致義にもそれぞれ双方の地で名田畠在家を与えていた。一族兄弟の団結を期待していたに違いない。

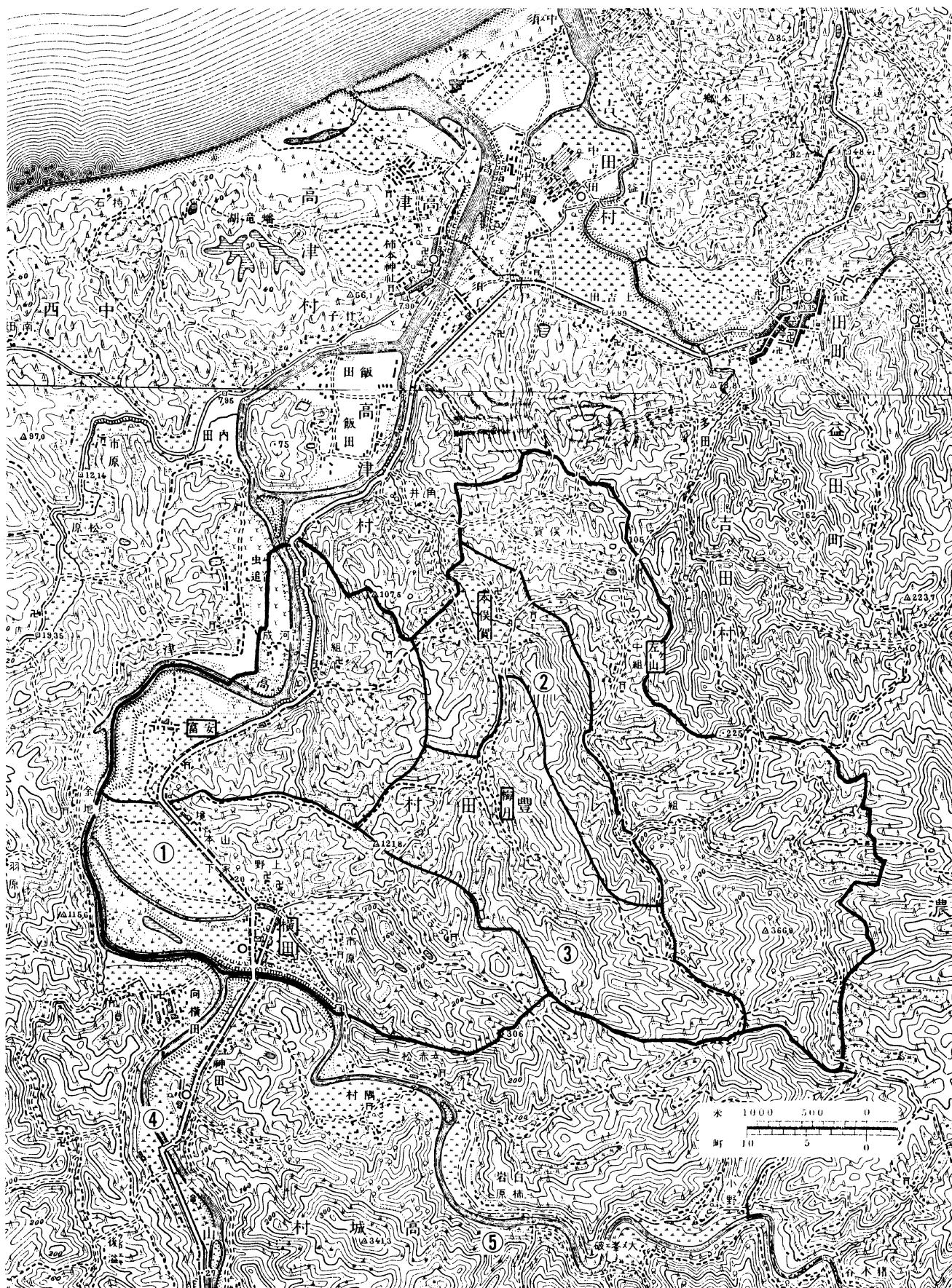
E 石見国豊田郷 (II)

さきに貞松・豊田について少しく考察したが、ここでは中世の豊田郷の内部についてひき続きみておきたい。

**明治の
豊田村**

中世の豊田郷の地名を近代に伝えるのは明治の豊田村である。明治年間の豊田村は横田・安富・本俣賀・梅月・左ヶ山の5字からなっていた（地図参照）。地図は陸地測量部明治32年測図5万分1図の豊田村分に筆者が字界を書き込んだものである⁽¹³⁾。この地図をみると豊田村の北には高津村の字角井が位置するが、ここにみえる「やすとみ」（安富）、「つのみ」（角井）、「たかつ」（高津）はともに長野庄を構成する単位所領として「とよた」（豊田）とともに貞応の「惣田数注文」に並んでいた。先述のように長野庄のうち豊田だけが吉賀郡に属していたのであるから、当時の美濃・吉賀両郡の堺は安富・角井と横田・梅月・本俣賀・左ヶ山の間を通っていた蓋然性が高い。すなわち安富・横田を堺する東西路がここに郡界になる。地図をみれば明らかのように、その東西路に接して字大境が位置している。この「大境」の「大」というのはただの境ではなく、ここが郡と郡との「大境」であることを意味していた。

中世の地名表記のうちにあって「豊田郷内俣賀・横田」（俣飯2号、第13表）などがある



一豊田村字境(明治の豊田村は横田、安富、梅月、本俣賀、左ヶ山の5字からなる)
 ①往還道(中道?) ②角井川 ③本俣賀川 ④吉賀川 ⑤匹見川

第50図 石見国豊田郷近辺 (大日本帝国陸地測量部 明治32年測図)
 (五万分一、益田・日原)

もののほかに「豊田郷内保賀・横田両村」という表記もみられる（保飯新1号、第13表）。中世の豊田郷が少なくとも保賀・横田という2つの村を単位所領としてその内に含んでいたことが明らかである。安富は先述のように豊田郷の外にある独立の行政単位である。明治の5字のうち残りの梅月と左ヶ山はどうであろうか。この点で「豊田郷保賀村内梅付藤次太夫屋敷田畠并八段坪田弐段」（保日2号 日本大学所蔵保賀文書2号の略、以下同様。第13表）なる表記に注目させられる。当時の梅付（月）が保賀村の内であったことを示す史料である。一方、左ヶ山については確証をえない。しかし明治の左ヶ山は小保賀・中組・上組の小字を含むがその中心は小保賀にあり、その地名と位置関係からみて、これも保賀の内であったとみてよいであろう。そうすると中世の豊田郷は横田・保賀の2村のみを単位所領としており、かつこの2村の堺は現在の梅月・横田の堺と一致していた可能性が強い。地図にみえる標高121.8mの地点を山頂とする尾根を北西から南東へ通るラインである。

次に問題になるのは致義にあてたCの將軍家政所下文にみえる「中道」である。致義はこの「中道」から下にあたる「田畠在家」を親から譲られた。さきの地図をみると明治の中西村字金地から高津川を渡って豊田村横田の地に入り、そこから横田の中心部を抜けて梅月谷へ出、さらに保賀川に沿って下りながら本保賀の集落の東をかすめて左ヶ山を横断し、吉田村を抜けて益田の中心部へ入っていく1本の道がある。この道は近世以来「往還道」と呼ばれて、この地方における重要道路として知られていた。明治の地図でみると旧豊田郷域の中心部を抜ける東西の道はこの道しかない。安富と横田の境界線をなすさきにふれた道も東西路であるが、先述のごとくこちらは美濃・吉賀の郡界をなしており、「中道」を境にして上と下とに兄弟の土地を分けたとする譲状の「中道」の条件にふさわしくない。この道の下（北）に豊田郷横田の土地が存在しないからである。こう考えれば近世以来の記録にみえる「往還道」がさらに歴史を中世にさかのぼって、右の譲状にい「中道」になると結論づけることが可能であろう。すなわちCのもとになった譲状において、致義はこの「中道」から下の田畠在家を分譲されたのである。そうなれば現在の横田のうちの上野・家下・山本・大境の各集落、梅月の一部、本保賀の大部分が致義以来保賀氏のものになったことになる。こうして保賀氏の譲状には後に、この地が「豊田郷内横田下村一方并保賀村一方地頭職」というように記されるようになるのである⁽¹⁴⁾（保日1号、第13表）

4 惣領家の危機回避

——族結合への摸索、嘉禎2（1236）～弘安8（1285）

二代致員（三郎・西仏）

◀嘉禎2年（1236）6月—弘安5（1282）→ [死…◀弘安8（1285）]

三代A 致直（嫡男・新三郎・左衛門尉・生仏）

◀文永8年（1271）4月3日—弘安9年（1286）→ [死…◀徳治2年（1307）]

三代B 致親・致朝（次男・八郎・左衛門尉・定願）

◀文永8年（1271）4月3日—正和3年（1314）→

二代地頭致員は嘉禎2年（1236）に致茂のあとをついで地頭になった。かれはその後弘長2年（1262）になっても、まだなんの任官もせず、その名乗りはあいかわらず内田三郎のままであった（内7号、第12表）。幕府内の地位はさほど高かったとは思われない。法名

を西仏という。

三代地頭は2人いた。嫡男の致直（生仏）と次男の致親（致朝・定願）である。次男致親はのちに致朝と改名したもようである。致親・致朝は先行研究が指摘しているように同一人とみてよいであろう。弘安10年（1287）の関東下知状（内12号、第12表）には「内田左衛門尉致朝法師〔法名定願〕」とみえている。嘉禎から弘安にかけてのほぼ50年におよぶこの時期は初代地頭致茂がいいおいた一族内の緊密な協力関係が最初の深刻な危機に陥った時期であった。それは特に惣領家において顕著であった。一度譲られた所領を父親から悔い返されて、嫡男致直は苦渋を強いられたに相違ない。彼は執拗に父と弟とに抵抗したらしい。内田一族にとって、かれらの内部の葛藤は、しかしこの時代にはまだ公然たる裁判にまでは発展しなかった。紛争はあったが、それはまだ一族内部における話合いで処理され、解決された時代に属していたのである。

A 吉賀郡野郷地頭との争い—築の破壊

二代地頭致員の時代におきた大きな紛争は石見国吉賀郡野郷との境界争いであった。弘長2年（1262）3月12日に幕府はこの件について、遠江国守護大仏朝直（武藏前司）にあてて、石見国吉賀郡野郷地頭代時次からの再度の訴状を送付し、同国御家人内田致員が、幕府法廷に出廷するよう沙汰することを命じている（内7号）。先に述べたように、すでに長野庄の成立自体のうちに吉賀郡領への越境囲い込みの事実があった。遠江国御家人としての致員が後に経験することになった紛争はすでにこの時に胚胎していたものであろう。

すでに文応元年（1260）から吉賀郡野郷地頭代左兵衛尉時次が致員の山野押領を訴えていたもようであるが（内6号、第12表）、このときの時次側の訴状によると、致員は幕府法廷の召文（召喚状）を5ヶ度も無視し、野郷の側が係争地（論所）そのものを避けて、わざわざ別の場所に設置した築を切り壊すという挙にでたという（内7号、第12表）。両者の争いが特に河川における漁業権をめぐる紛争の様相をみせていたことが明らかであるが、「中道」より上を支配した惣領家の致員が訴えられていることは、訴状にみえる川が高津川の上流にあたる吉賀川ないし匹見川で、ここにおける河川支配をめぐる争いであったことを示すであろう。明治の豊田村の南は高城村であるが、明治の美濃・鹿足（吉賀）郡界は高城村の南端、日原村との境に置かれている。このあたりの郡界は移動が激しく、豊田村のみならず、高城村の地がいつしか美濃郡に取り込まれているのである。文応・弘長の相論は明治の高城村の地域を対象としていた可能性が高い。

B 西仏（致員）の所領譲与

致員には2人の男子と、さらに女子（人数不明）がいた。嫡男は致直（法名生仏）といい、次男は致親（法名定願）といった。出家して沙弥西仏を号した致員は文永8年（1271）卯月3日に次男の八郎左衛門尉致親に遠江国内田庄下郷地頭職并名田畠を譲与し（内9号、第11表）、嫡男の新三郎左衛門入道生仏（致直）には石見国豊田郷と貞松名地頭職を譲与した（内8号、第12表）。つまり遠江の本領を次男致親に、石見の恩賞地を嫡男致直に与えたのであった。もっとも、後述するようにここでも各人が遠江と石見の双方において所領をもつという配慮も同時に行われている。

C 石見国豊田郷（III）

この時、嫡男新三郎左衛門入道生仏に与えられた豊田郷は「豊田郷中豊田道辺一原下角篠原大嶽」と記されている。この土地は豊田郷のうち惣領家に伝えられたものであるから、ここにみえる「中豊田・道辺・一原・下角・篠原・大嶽」は「中道」より上（南）に位置

吉賀郡領
への越境
囲い込み

河川におけ
る漁業権

文永8年の
譲与

する中世の村々の名称であろうという予測が可能である。元徳3年（1331）になって、生仏の養子沙弥空昭（朝員）が致景に与えた譲状には同じ土地が「豊田郷惣領分中豊田已下村々」と書いてある（内21号、第12表）。中豊田・道辺・一原・下角・篠原・大嶽は明らかに中世の「村々」だったのである。この内、「一原」は現在では市原と表記するが、横田の東よりの集落であり、ここも「中道」より南で、当然のことながら上横田のうちである。

大嶽村 ところでおなじく元徳3年に豊田郷地頭の「大嶽村」押領が問題になっているが（内22号、第12表）、この大嶽の地名が現在、河成に残存しており、このあたりが中世の大嶽村であったことが分かる。当時、内田惣領家が高津川を越えて、対岸の河成に進出して、これを豊田郷に取り込もうとしていたことが分かる。

堀内在家・田畠 西仏は石見の所領を嫡男致直に与えたのだが、次男致親にも「一原」のあたりに堀内在家・田畠を与えていた。すなわち嫡男生仏（致直）への譲状（内8号、第12表）に「但堀内在家三宇、一原土壇田畠者、譲与次男八郎左衛門尉致親畢」と記されているのがこれである。「堀内在家三宇」と記された屋敷地は菊川の高田大屋敷の住人と覚しい致親が石見国に与えられた堀内、つまり堀に囲まれた一個の居住形式（地頭屋敷の存在形式）を示すとみることができる。

D 内田庄下郷

次男致親は父親から内田庄下郷を譲られたが、その譲状には「但譲与名田畠於嫡男女子等畢、守彼状、不可致違乱」と述べられていた。（内9号、第11表）西仏は内田庄下郷についても嫡男と女子等に少しの名田畠を与えたのであった。兄弟達の1人1人が遠江でも、石見でも土地（所領）を持つという初代地頭以来の伝統がまだここには生きていたのである。

E 西仏の所領悔返しと致直への幕府安堵

内田氏の嫡流は結局、次男致親（致朝）の子息朝員に継承されていくのであるが、上に三代地頭を1人にしほり切れなかったことからも分かるとおり、このことが確定するまでには一族内部におけるかなり緊張した関係が伏在したもようである。

原因の一端は二代地頭西仏（致員）の孫朝員への偏愛にあった（系図参照）。すなわち地頭西仏は子供たちへのさきの文永8年の譲与を取り消して、まず弘安4年（1281）に次男定願の子息朝員にたいし、「内田庄下郷地頭職以下」についての自筆譲状を書き、さらに代々の下文・手継証文などを与えたという。このことは定願（致親）が子息朝員に内田庄下郷の継承を保障した1通の書下⁽¹⁵⁾（内10号、第11表）に書いてある。西仏はさらに翌弘安5年になって、さきに嫡男生仏に与えていた石見国貞松名井豊田郷惣領地頭職についても、これを悔返し、孫の朝員に与える旨の譲状を書き与えたのであった（内13号、第12表）。西仏が初代地頭致茂から所領をうけついだ時からすでに46年が過ぎ、彼自身すでに相当な老境に達していたと思われる。

**文永8年
譲与の
取り消し**

**嫡男生仏の
抵抗**

さすがに嫡男生仏（致直）は父親の新しい決定に抵抗したらしい。結局西仏は弘安8年（1285）以前に死去するのだが、父西仏が亡くなった後に、生仏は弘安8年5月になって、先に亡父から貰っていた文永8年4月3日の譲状を幕府に提出し、豊田郷ならびに貞松名地頭職の安堵を14年ぶりにかちとっている（内11号、第12表）。後の事態の展開からみるとおそらくこの時までに、嫡男生仏が甥朝員を養子として、惣領家の跡を継がせるという約束が、一族内部に成立していたと思われる。一族を襲っていた内部分裂の危機はこうした妥協によって回避され、鎌倉幕府による弘安8年の三代地頭生仏への石見における所領安

堵が生まれたわけである。

5 領家・庶子家との争い

－裁判と和与、弘安9（1286）～正和3（1314）

四代朝員（空昭）

←弘安4年（1281）～元徳元年（1331）→

弘安9（1286）年から内田惣領家はきびしい裁判の時代を迎える。その主役はさしあたっては遠江では三代定頼であり、石見では同じく三代生仏であったが、その背後にはいずれの場合も四代地頭朝員（空昭）が見え隠れしていた。徳治2年（1307）に相前後して判決が下り、内田惣領家は遠江では勝訴し、石見では敗訴した。しかし、いずれの国にあっても裁決によって紛争が収まる状態ではなかった。彼らは正和2年（1313）、同3年に遠江では領家園城寺と、石見では庶子家俣賀氏との和与（和解）にふみきっている。遠江では下地中分により、石見では狩倉の引き渡しにより、いずれも係争地を二つに分けて支配領域が相互に重ならないようにしたのであった。

2つの裁判

A 豊田郷内の山・河・畠の相論—狩においては我が山、人の山なく、寄合て狩るべし

弘安8年（1285）5月に、幕府によってふたたび豊田郷ならびに貞松名地頭職に安堵された嫡男生仏（致直）は養子朝員とはかつて翌9年になると早速、豊田郷惣領家として郷内のすべての「山・河・畠」の領有を宣言した（俣飯新1号）⁽¹⁶⁾。すなわち生仏はここで「中道」より下（北）を領有していた庶子家の致義・致直（この致直は惣領家の生仏とは同名別人、こちらの名乗りは内田兵衛三郎）父子のもつ郷内の「山・河・畠」支配権を完全に否定しようとしたのであった。弘安9年から、徳治2年（1307）に至る、それだけでも20年を越える世代をこえた第1次紛争のはじまりである。

「山・河・畠」の領有を宣言

裁判で問題になったのは初代地頭致茂が嘉禎2年（1236）に3人の子息致員・致重・致義らに所領譲与したさい、譲状の奥に最初から「於狩者、無我山人山、寄合可狩、河同事」なる奥書を付していたか否かにあった。争いは長く続き、一応の判決が徳治2年（1307）にいたって出された。ここで六波羅は惣領家の言い分を退け、庶子家の勝訴としている⁽¹⁷⁾。

いずれにせよ、徳治段階に到れば、争いは惣領家朝員（代教智）と庶子家致直（円戒）の争いであった。相論における庶子家致直の言い分は、譲状には上の奥書があり、譲状が書かれた同じ年の12月15日には、兄弟3人が「一烈之譲」を捧げて、各人が幕府から「安堵御下文」を給ったうえ、「領内之山河等」は面々が知行してきたというのであった。これにたいし惣領家朝員の代官教智がいうには、致義が貰った譲状には「俣賀・横田・自中道下田畠在家地頭職」とだけあるのだから、庶子家の知行分は「田畠在家」に限定される。譲状には「山河」についての記載がなく、したがってこれは「惣領分」にはかならない。そもそも問題の奥書は、初代地頭致茂の「素意」ではなく、譲状が繼母にあたる致茂後家の手元にあったさいに、譲状の「執筆」であった筑前房を相語って、後家があとで書き入れたものだと述べたてた。

庶子家致直の言い分

惣領家の言い分

さきに述べたように、朝員代教智の上のような言い分は認められなかった。同じ文言の奥書が朝員所帶の譲状にも記されていたこと、またこれをもとに嘉禎2年の安堵下文が下されて既に年序を経ているといった点が六波羅裁決の方向を決定づけていた。裁決文言の

要点は

然者、於自中道下之山河者、停止朝員濫妨、致直可令領知也
というにあった。嘉禎譲状の奥書の有効性が承認されたのであるが、しかしここには鎌倉時代前期における内田一族の山河支配の原則に関する重大な変更が加えられていた。嘉禎の奥書はかつて、

於狩者、無我山人山、寄合可狩、河同事
と述べていた。「我が山、人の山」の区別を設けない寄合支配の共有システムの理想がそこに語られていたのであったが、徳治裁決の結果、ここでは「田畠在家」ばかりか、「山河」についても「中道」を境界とする新たな分割が成立し、惣領家・庶子家はまったく別の家として、山野・河川の支配に臨むことになったのである。

なおこの間に、正応4年（1291）にはさきにも一部触れたように、生仏は亡父西仏の意向にそって、甥にあたる朝員を自分の養子とし、豊田郷・貞松名の惣領地頭職を正式に譲与している。（内13号、第12表）

B 内田庄下郷の加徵米相論

石見の相論が進行中であった正応・永仁・徳治にかけて、こちら遠江では、定願・朝員親子による園城寺雜掌との内田庄下郷における加徵米徵収をめぐる相論が進行していた。

守護の
裁許状

これについては徳治2年（1307）6月になって、遠江守護大仏宣時が次の裁許状を下している（内15号）。

（前欠）

下知可蒙御成敗之旨訴之、成仏亦貞應御下知者平民百姓事也、寛元御下知者、対不知案内忠元掠給之上、他人相論御下知也、如傍例者難称不易歟、植田大輔房有秀所給御下知分明也、其上寛元還補之時、平尾村地頭之由被載御下文畢、加徵者地頭得分之条、両方勿論、何可弁他人哉_{云々}、就之、去二月四日被裁許成仏畢、而朝員捧覆勘状之間、重有_{其沙汰之処}、有秀所給御下知者不足准拠、寛元御成敗者、対当給主忠元被成下畢、不易之条無異儀之間、不及改沙汰、然則於正応五年以後加徵者、可令糺返定願之状、依仰下知如件、

徳治二年六月四日

（大仏宣時）
沙弥（花押）

石見の裁許があった2ヶ月後である。こちらの裁許状は残念ながら前欠であって、意味するところがきわめて読みとりにくい。しかし、ここでは内田庄下郷における紛争にさいして、守護が裁許状を発給したという注目すべき事実にまず言及しなければならない。鎌倉時代における守護裁判権の存在はけっして自明のものではない。これは北条得宗家につながる守護にみられる特徴なのか、はたまた東国守護一般の特権であるのか、今後の検討課題である⁽¹⁸⁾。

上の加徵米紛争はすでに正応五年（1292）には始まっていた。徳治の裁許は「然則、於正応五年以後加徵者、可令糺返定願」と述べている。裁判に勝訴した三代地頭定願は正応5年以来他人に奪われていた加徵米を、この時「糺返」されたのである。徳治の裁許状にみえる定願の相論相手は成仏という人物であった。

相論の経過
と問題点

この件については、すでに永仁3年（1295）に内田庄の雜掌が越訴状を提出している（内14号、第11表）。当時の越訴とは判決の過誤を正す目的で置かれた一種の救済裁判制度であ

るから、定願はこの時以前に、加徵米相論に一度勝訴していたのである。

しかし徳治の加徵米相論は事情が複雑である。わかりにくい原因は先述のとおりであるが、裁許状の後半部分に残された論人（被告）成仮の言い分から少なくとも次の諸点を確認することができる。

ここではまず（1）「貞応御下知」、（2）「寛元御下知」、（3）植田大輔房有秀が給った年未詳の「御下知」の3つが、両者の言い分の当否を判断するための先例・傍例として法廷に提出され、その証拠能力が争われた事実を確認することが肝要である。これについて成仮は（1）については「平民百姓事也」といい、（2）については「案内を知らざる忠元に対して掠め給るの上、他人相論の御下知也、傍例の如くんば不易と称し難き歟」と述べている。すなわち（2）について成仮はこれを「不易」の原則とはいいがたく、内田庄下郷にかかる當相論には適用し難いと主張したわけである。さらに（3）についてはもっぱら（2）についての成仮の主張を支えるものとして例示されたもので、ここで意味は副次的なものである。（1）の意味はこれだけの文言ではくみとり難いが、争いの焦点は明らかに（2）にあった。

さて（2）の「寛元御下知」について、成仮は「其上、寛元還補之時、平尾村地頭之由、被載御下文畢」と述べている。（2）は平尾村地頭の身分に関する「御下知（御下文）」であり、さらに重大なことは、これが「還補」と称されていることである。平尾村地頭職はこれ以前に一度没収されており、（2）によって再度「還補」されたのであった。裁許状によると成仮の主張は一度は守護法廷において認められた。徳治2年2月4日に成仮勝訴の裁決が下されたのであった。しかし定願の子息朝員は屈しなかった。彼は「覆勘状」を捧げて再度訴え出ている。6月4日の裁許は上の「覆勘状」による定願・朝員側の逆転勝訴となって終わった。

朝員が提出した上の「覆勘状」をもとにした法廷の最終判断は（2）について「寛元御成敗者、對當給主忠元被成下畢、不易之条、無異儀之間、不及改沙汰」と述べる。平尾村の地頭は寛元以来忠元であり、彼は地頭として加徵米を徴収しているが、これは不易の原則であって、下郷地頭内田氏にも適用されうるものだというのである。こうして下郷地頭定願・朝員父子はこの加徵米相論における逆転勝訴をかちとった。

しかしここに気がかりの点が一つ残る。それは成仮の側が「加徵者、地頭得分之条、両方勿論、何可弁他人哉」と述べて、2月4日の勝訴をかちとっていることである。すなわち成仮もまた下郷地頭職の権利を何らかの形で主張していたことになる。すでに述べたように平尾村地頭は「寛元還補」と記されている。平尾村ではこの時以前のある時点における地頭職の没収があったに違いないのである。先述のように内田庄下郷においても領家雜掌が普通は地頭権限に属する加徵米を要求して、越訴状を提出していた。ここでは領家が地頭権限を主張していたのである。この当時の下郷地頭内田氏の地位には、何か重大な隠された事情があったとしなければならない⁽¹⁹⁾。

C 正和の和与—豊田郷（IV）

豊田郷についての先の徳治の六波羅裁許はしかしながら、そのままでは実施に移されることにはなかった。庶子家の致直の本拠は保賀におかれており、彼らは「豊田郷内保賀地頭」といわれるようになっていた。致直はその後出家して法名を円戒というようになったが、徳治の勝訴のさい、六波羅の命令によって「御使」の「打渡」（現地引渡し）確認のための「入部」が行われた。そのさい両当事者が配分について子細を申したため、再度、双方の「申

平尾村地頭
の還補

法廷の
最終判断

隠された
事情

詞」が六波羅に注進されている。郷内について、「田畠在家」とともに「山河」についても「中道」を堺にして、両家に分割するという徳治の裁許が実施不能に陥ったのである。徳治裁許につづく第2次紛争である。

六波羅からは再度の「仰下」(打渡命令)があつたようであるが、結局両者は「和与」(和解)することになった。正和2年(1313)9月、豊田郷惣領地頭空昭(朝員の法名)が狩倉3ヶ所に堺をたてて、このとき円戒がすでに亡くなっていたので、後家光阿にこれを引き渡している⁽²⁰⁾。ただし「狩川」の権利については、これを分割せず「可寄合」と定められた(俣日3号、第13表)。河川の漁業権は一族の寄合という初代地頭致茂以来の遺制が採用されたのである。

この時去り渡されたのは「介中尾」「西田平」「保賀面限比多尾并横田下小山」の3ヶ所であった。この3つの狩倉の場所を現地に即してみるにおおよその推測が可能である。

介 中 尾 まず「介中尾」であるが、これは西が「梅付谷」とあるからおよその場所が特定される。そこから見ると北にある「里」とは現在の本保賀の集落を指すことになる。現在の保賀川(梅月谷)とその東側の角井川上流の谷との間にある山地である。ここで「石瀬戸」とは角井川上流のどこかを指すのであろうか。

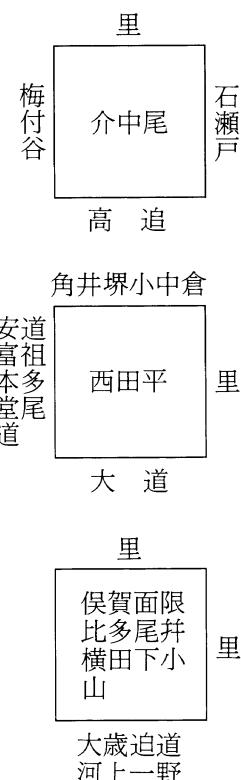
西 田 平 次に「西田平」は北が「角井堺小中倉」とあり、東は「里」、南は「大道」とある。すなわち本保賀・角井堺の南にあたることがまず明らかであるが、さらにここでいう「大道」は字大境から安富・横田の堺を東へ延びる郡界の道をたどり、字梅月でききの「中道」に落ち合う道を指すのであろう。ここでも「里」は本保賀を指すことになる。さらに「西田平」の西の堺をなす「道祖多尾」は「安富本堂道」にある境(道祖)の峠(多尾)であろう。このようにして「西田平」は本保賀から字下組へ向かう道(これが安富本堂道である)の両側、本保賀の西方にあたる山地である。

保賀面限比多尾并横田下小山 最後の「保賀面限比多尾并横田下小山」は表記に欠陥があり、やや分かりづらい。しかし「横田下小山」とある以上、例の「中道」よりは北の下横田で保賀(梅付も保賀の一部である)に近い小山とみてよいであろう。東と北が「里」ということになれば、この「里」は梅付の集落を指しているのであろうか。

D 正和の和与—内田庄下郷の下地中分

徳治裁許のあと、内田庄下郷をめぐって領家園城寺と地頭定願の間においても、石見の場合と同じく年貢以下の紛争が収まらず、詳細は不明ながら延慶2年(1309)にも裁許が下っている。こちらも、第2次紛争である。両者はここでも下知状の実施をめぐって相論を再々発させ、なお訴陳に及んだが、正和3年(1314)12月になって、ついに両者和与を遂げ、下地を折半することになった。同年の相模守熙時署判の関東下知状によると、ここに同月12日の雜掌忠秀と地頭代忠能の和与状の文言が引用されており、そこには

- (A) 田式拾伍町式段四丈・屋敷拾字・畠山野江河荒野等、以和与之儀中分下地畢
- (B) 有分残田畠在家者、後日可折中
- (C) 次、於井料者、両方可半分沙汰云々



の3条件が記されていたことがわかる。ここで領家と地頭は内田庄下郷の田・屋敷・畠・山野・江河・荒野らにつき、すべての下地を中分し(A)、もし分割し残した田畠在家があつたさいにも折中(B)と決めたのであった。彼らは境域を完全に2分割したのである（内16号、第11表）。

ただし、内田庄下郷の井料については両方が「半分沙汰」と決めた(C)。井料は通例、河川・用水路管理のための費用として、莊園の会計のなかで計上される費用である。内田庄下郷の水田に灌水する内田用水は現在の大字下内田の北方、籠田橋と耳川橋の中間にあたる上小笠川右岸から取水しているが、今回調査の土墨状遺構の存在を勘案するに、おそらくこの用水は莊園時代にさかのぼると考えられる。上の井料はこうして上小笠川ならびに菊川の用水制御のために支出されたに違いなかろう。内田庄下郷の田地以下、在家・山野を完全に分割した地頭と莊園領主もこうした用水路の管理については両者協力しあっていたのである。双方が1本の用水路を共用していたという事情もからむであろう。先述の土墨状遺構は、小林健太郎氏も指摘しているように、上小笠川の氾濫をこの地点で防御するものであって、ここから下方にひろがる下内田の耕地を全体として保護する重要地点に位置している（第2節参照）。この土手（堤）と大屋敷西側の巨大な堀、さらに上小笠川との用水路の切り込み関係など発掘調査のくわしい検討が待たれるところであるが、ともあれ用水を維持するための費用は下地中分の後も領家・地頭両者の「半分沙汰」だったのである⁽²¹⁾。下地中分によって領家・地頭の両地域に分割されることになったに違いない内田庄下郷の農民たちにとっても事情は同様であったろう。

土墨状遺構

上の下地中分の文書を最後に、三代地頭定願（致親）は史料から姿を消している。

6 内乱期の内田氏

一内乱参加と石見への移住、正和3（1314）➡

五代致景（孫八郎）

←文保3年（1319）－貞和5年（1349）7月19日→

六代致世以降

←貞和2年（1346）－応永8年（1401）11月7日→

左衛門三郎 ←貞和2年（1346）8月→

肥前権守 正平14年（1358）3月27日→

肥前守 ←正平16年（1360）11月25日→

肥前入道 応安元年（1368）8月28日→

豊田肥前入道 応永8年（1401）11月7日

五代致景は文保3年（1319）に父空昭から内田庄下郷地頭職を継承し（内18号、第11表）、さらに元徳3年（1331）になって、今度は石見国豊田郷惣領分と貞松名地頭職を「重代相伝勲功之地」として、同じく空昭から継承している（内21号、第12表）。空昭が比較的早く、致景に内田庄下郷を譲与したのは、彼自身は養父致直（生仮）のあとをうけて、その活動の主力を早くから石見においており、遠江の経営についてはこれを父定願と子息致景に任せていたからであろう。内乱のなかで致景はやがて石見に移り、貞和5年（1349）に六代致世に跡を譲ったが（内42号、第11表・内43号、第12表）、それ以後は姿を見せなくなる。

五代致景

A 小俣賀の帰属

ところで、元徳3年の空昭の嫡男致景に対する豊田郷惣領分の譲与にあたって、「中豊田已下村々」とならんで「小俣賀」が記されていることに気づくであろう（内21号、第12表）。

先述のごとく「中豊田已下村々」は、「中豊田・道辺・一原・下角・篠原・大獄」の各村を指していたのであるが（内8号、第12表）、文永から元徳にいたる間に、惣領家はあらたに

小 俣 賀 「小俣賀」を領有するようになっていたのである。小俣賀はさきの「中道」より北に位置する。したがって本来からいえば、庶子家の支配領域に属するところであるが、それが逆に惣領家に伝領されるようになっている。これはおそらく正和の和与における狩倉の去り渡しにかかわる事実であろう。小俣賀を含む現在の左ヶ山の広い山地は上述の3ヶ所の狩倉からはずれていたからである⁽²²⁾。

このようにみると、正和の和与における3ヶ所の狩倉の去り渡しによって、「中道」による区分の意味はうすれ、現在につながる5つの字がおぼろげではあるが浮かびつつあった様子を推察することが可能となるだろう。

B 遠江守護使節致景の活躍

文保3年（1319）に内田庄下郷地頭職を継承した致景は嘉暦2年（1327）に遠江守護大

**飯田庄下郷
朝生西明寺** 仏貞直の使節となり、飯田庄下郷（周智郡）についての山内道光と同刑部阿闍梨道俊の相論の真偽究明にあたっている（内19号）。また元徳元年（1329）になって、遠江国朝生西明寺田在家（榛原郡）についての勝田尼理阿（代法阿）と内海範長の争いにさいしての請文の執達にあたっている（内20号）。おそらくとも嘉暦・元徳の時点で致景は守護使節として働いており、遠州内田氏の中心は致景に移っている。

C 軍忠状にみる致景の足跡

このようにして致景は鎌倉時代の末にはまだ遠江にいたことが確実である。次の軍忠状にみるように彼とその一族は建武3年（1336）から同5年にかけて遠州・駿州の各所で合戦に参加しているが、その後康永元年（1342）以降は石見に場所を移し、ここを主戦場として合戦に明け暮れするようになった。

- 横地・丸崎
・気多城** (A) 建武3年（1336）9月16日、馳参御方（横地勝申手）→横地・丸崎・気多城御共、一城戸役勤仕（大将御手）⁽²³⁾ [建武3年10月日固阿軍忠状（内23号）]
- 瀧河原河合戦
駿州出兵
橋下比々役所** (B) 建武3年11月以前、瀧河原河合戦→駿州出兵・数十日、役所警固（細河八郎手）→横地城・丸崎・気多城籠城（目代右京亮手）→橋下比々役所・府中惣社上役所警固（当御手） [建武3年11月1日軍忠状（内24号）]
- 府中惣社** (C) 建武4年（1337）7月13日、井伊御嵩合戦 [建武4年7月日軍忠状（内25号）]
- 二俣城** (D) 建武5年（1338）正月9日、[代官内田六郎西妙]二俣城籠城 [建武5年正月日軍忠状（内25号）]

.....

**大将軍
木束永安** (E) 康永元年（1342）12月19日、御中入御供（大将軍木束永安）周布・福屋・高津・井村以下凶徒降参→12月29日～2年正月5日、小石見城攻撃・凶徒追落

小石見城 [康永2年2月日軍忠状（内29号）]

都野城 (F) 康永2年（1343）3月3日～18日、都野城（都野孫三郎）攻撃 [康永2年3月日軍忠状（内30号）]

三隅城 (G) 康永2年7月10日～11月3日、三隅城攻撃 [康永2年11月日軍忠状（内31号）]

(H) 貞和2年（1346）7月30日、木束城攻撃（代官子息致世）

木束城

[貞和2年8月日軍忠状（内33号）]

D 石見への移住はいつか

内田家文書のなかに年末詳5月7日の遠江国守護源（仁木）義長の書状（内35号）がある。これは室町幕府の執事高師直（武藏守）にあてたもので、内田致景から提出された「内田庄下郷内一分地頭職」の安堵の要請を義長が幕府に取り次いだものである。さきに挙げた軍忠状にみえるように、致景は建武3年9月には遠江において横地・勝田の手に属して参戦し、その後も横地城をはじめ、丸崎・気多城などに籠城している。内田一族は大きくいえば、遠江においては横地・勝田氏の勢力下に入っている、さまざまの大将に従いながら、遠江守護のもとにあって、合戦に参加していったことがわかる。

ところで、遠江守護は建武3年（1336）から同5年（1338）正月まで、今川範国に在任の徵証があり、そのあと仁木義長が暦応2年（1339）10月から康永2年（1343）8月までと、貞和2年（1346）千葉貞胤在任の一時中断を経て、再度觀応2年（1351）11月までは義長が在任している⁽²⁴⁾。いっぽう内田致景が遠江を去ったのは康永元年（1342）12月以前であることを勘案すると、さきの仁木義長の添状は建武5年（1338）正月以降、康永元年（1342）12月以前のいずれかの年の5月ということになる。すなわち内田一族が高田大屋敷を実質的に放棄したのは建武5年5月から、康永元年12月にいたる間のことであったと判断される。

E 致世の時代

その後、貞和5年（1349）7月19日になって致景は2通の譲状を書き「内田庄下郷惣領職」と「豊田郷道野辺地頭職并村々・すう（周布）のきたまつみやう（貞松名）」を嫡子致世に譲与している（内42、第11表・43号、第12表）。

この致世がはじめて石見守護上野頼兼に従って参戦したことが見えるのは、貞和2年（1346）の木束城攻撃であって、彼はこの時、頼兼の証判をえており、その後も貞和4年の三隅城攻撃に従うなど、ひきつづき頼兼の証判をうけていた。

(I) 貞和4年（1348）4月1日、三隅城発向、岡見合戦→2日、山田合戦→9日、大手土橋切所追破
[貞和4年4月日軍忠状（内36・37・38号）]

(J) 貞和4年（1348）年8月27日、三隅城発向、大手道祖口合戦

[貞和4年8月日軍忠状（内40号）]

しかし、貞和5年（1349）年6月23日に、内田孫八郎（致景）が足利直冬感状（内41号）をもらって以降、子息致世ももっぱら足利直冬に属し、以降正平17（1462）年にいたるまでに、内田氏の一族は合計22通の直冬証判をえている。以後、彼らは応安元年（1368）には大内弘世（道階）に属し、ひきつづき大内満弘（内79・80・81号）、同義弘（内82・85号）と大内氏の歴代に属している。

さきの貞和5年の譲与以後、内田氏と遠江国内田庄下郷との関係を示す文書は正平14年（1358）の足利直冬安堵状（内71号）だけである。貞和5年以来、直冬に属した致世にとって、尊氏に叛いた直冬から貰ったこの安堵状が、遠江国において実効性があったとはとうてい解しえない。時代の軍事的な緊張状態が遠江と石見の双方を股にかけたかつての鎌倉武士団内田氏のような活動形態を完全に許さなくしていたのである。

なお貞和6年（1350）12月に内田三郎五郎致国なる人物がいて、長野庄内豊田郷の当知行分の安堵を直冬から得ているが、致世との系譜関係は分からぬ（内48号）。

遠江守護
仁木義長

石見守護
上野頼兼

三隅城

足利直冬

大内弘世・
満弘・義弘

7 俣賀氏の家系

俣賀初代致義（弥益丸）

◀嘉禎2年（1236）6月▶

俣賀二代致直（兵衛三郎〔兵衛五郎〕・円戒）

◀永仁4年（1296）4月—正和元年（1312）6月日▶ [死…◀正和2年9月]

俣賀三代致康（新三郎）

[死…◀正和元年（1312）6月]

俣賀四代市熊丸

◀正和元年（1312）6月▶

石見国豊田郷・貞松名の地頭職を与えられた内田致茂（初代地頭）は嘉禎2年（1236）に所領を3人の子息に配分したが、そのさい、三男弥益丸に豊田郷内俣賀・横田の中道より下の田畠在家地頭職を与えていた（俣飯1号、第13表）。これが後の俣賀氏のはじまりである。

弥益丸は成人して致義といった（俣飯新1号）。彼には兵衛三郎致直（円戒）という息子がおり、豊田郷の山河畠支配をめぐって、弘安9年（1286）以来、惣領家と激しく争っていたことはすでに述べた。

A 庶子家内部の争い

致 義
(弥益丸)

致義（弥益丸）にはすくなくとも2人の息子がいた。致直は弟である。永仁3年（1295）5月ごろ、致直（円戒）は舎兄蓮念と「豊田郷内俣賀田畠在家地頭職」をめぐって幕府の裁判所で争っている（俣飯3号、第13表）。庶子家においても所領をめぐる相続争いがみられたのである。

B 円戒の譲与

孫の市熊丸
へ譲る

この円戒は正和元年（1312）6月、亡くなる直前に「祖父内田刑部丞致茂」の「承久勳功之地」である「豊田郷内横田下村一方并俣賀村一方地頭職」を「円戒重代相伝」の地として「故新三郎致康」の素意に任せて「孫藤原市熊丸」を嫡子とし、代々手継の下文以下証文を添えて譲与している（俣日1号、第13表）。つまりあとつきの新三郎致康が先に死亡し、孫の市熊丸を嫡子として、跡を譲ったのであった。円戒はその後直ぐに亡くなったりしい。正和2年9月にはすでに「円戒〔今者死去〕」（俣日3号、第13表）と記されている。

庶子家の山
野河川支配

円戒は孫市熊丸のほかに女子や孫たちにも所領を分け与えているが、それについて各人が関東公事については、これを「田地之面」に随って勤仕すべきことを定めたほか、「狩・漁」については「前々譲状」（先代以前の譲状）に任せて「寄合」べしといっている（俣日1号）。「狩」というのはこのさい山野支配、とくに「狩倉」として設定された狩猟場をさしており、また「漁」というのが河川における漁業権を指している。この時、円戒は豊田郷の山野河川の支配について惣領家の空昭と争っていたが、俣賀氏は俣賀氏独自で惣領家とは別に縮小された規模においてではあったが、あいかわらず、山河の支配について山も川もともに一族兄弟の「寄合」支配を維持しようとしていたのである。円戒はそれについて、この原則が「前々譲状」以来のものであったといっている。少なくとも円戒が致義か

ら受けとった譲状の文面には、すでにそのことが記されていたのである。

8 豊後の内田氏

なお弘安8年（1285）の豊後国図田帳に『鎌倉遺文』15701号）に同国速見郡のうち「広瀬六町六反大」の領主として「遠江国御家人内田工藤三致清跡、三郎致時相続」とみえる。この内田致清・致時両人が致を通字とすることからみて、彼等が下郷地頭内田氏の一族であったことについてはほとんど疑いなく、おそらく彼等は致茂の二男致重の子と孫だったのではなかろうか。（系図参照）

内田致清・
致時

9 関東公事の勤仕

鎌倉武士の関東公事の勤仕形態については「御くうしいけ、よろつちゃくしのしほに
(公事以下) (嫡子) (支配)
(違乱) (た脱) (知行)
あひしたかひて、あひたかひにいらむさまけなく、ちきょうすへし」（正応6年7月26日沙弥某譲状『大日本古文書』三浦家文書176号）などとあるが、内田氏ならびに俣賀氏一族の譲状にも、しばしば関東公事ないし公方役の一族内部における配分形態についての文言が現れる。

内田惣領家

(A) 文永8年（1271）卯月3日沙弥西仏譲状（生仏宛）（内8号）

大番以下
関東御公事

大番以下関東御公事、隨地面無懈怠勤仕之、可令進退領掌也

(B) 元徳3年（1331）4月4日沙弥空昭譲状（致景宛）（内21号）

於関東御公事者、云男女子分、云惣領分、任公田之面無懈怠、可勤仕者也

(C) 貞治5年（1366）8月10日藤原致景譲状（致世宛）（内42・43号）

（関東）（公事）（女子・庶子）（勤仕）
くわんとう御くうしハによし・そしあひもよおして、先例にまかせてkinしすへき物
（向後）（龜鏡）
たるによって、きやうこうきけいのために、ゆつりわたすの状、如件

庶子俣賀家

(D) 正和元年（1312）6月1日沙弥円戒譲状（市熊丸宛）（俣日1号）

次関東御公事者、隨田地之面任先例可勤仕之

(E) 正和元年（1312）6月1日沙弥円戒譲状（春若丸宛）（俣日2号）

於関東御公事、隨分限、可相當之

(F) 貞治4年（1365）8月10日藤原致弘譲状（道祖徳丸宛）（俣日32号）

於御公事者、任地之面、可致其沙汰

(G) 応永28年（1421）12月20日沙弥景勝譲状（致家宛）（俣飯16号）

公方役

於但公方役者、任先例、可令勤仕者也

(H) 応永29年（1422）正月11日俣賀致家譲状（賀幸丸宛）（俣飯17号）

於但公方役者、任先例、勤仕可申者也

(I) 応永29年（1422）正月11日俣賀致家譲状（賀幸丸宛）（俣飯18号）⁽²⁵⁾

但於公方役、隨地分限、可勤仕其役於

(J) 応仁2年（1468）11月8日俣賀致堯譲状（孫法師丸宛）（俣飯20号）

但於公方役者、任先例、可令勤仕者也

以上、内田氏4例、俣賀氏7例、合計11例の譲状の文言から、彼らがそれぞれ自己の保有する公田（田地）の面積に従って、それらを一族内で配分分担していたことが知られる

であろう。彼らはその配分率に従って、各自の惣領のもとへ結集し、これを勤仕するようになったのである。応永以後の「公方役」が鎌倉時代の「関東公事」の系譜を引いたものであったこともよくわかる。貞治年間にいたって惣領家の内田致弘が「くわんとう御くうし」と記したのはこの一族の先代以来の譲状文言の慣例に従ったものであろう。

10 高田大屋敷と下郷の景観

A 領家

青蓮院門跡
慈鎮の譲状

建暦3年（1213）の青蓮院門跡慈鎮の譲状に門跡管領の常寿院領莊園の一つとして「内田庄」が現れる。これを『静岡県史』資料編がいうように遠江国内田庄のことであるとするならば、内田庄の初見史料となる。

園城寺領遠
江国内田庄

その後正和3年（1314）の関東下知状（内16号、第11表）に内田庄は「園城寺領遠江国内田庄」として現れ、ここがこの当時、園城寺領であったことが判明する⁽²⁶⁾。

東 福 寺
天 得 庵

時代は下って応安元年（1368）、東福寺天得庵の規式に「遠州内田庄〔大野忠意禪門寄進分〕年貢事、料足到来之時、都鄙之門徒、加評議、可致修造之功者也」とあって、大野忠意なる人物がこの庄の年貢を東福寺天得庵へ寄進していたことが見える。（『県史』772号）

B 内田庄下郷地頭

さて正和3年、園城寺の雑掌忠秀は内田庄下郷の地頭を相手にして相論を行っていたのであるが、上の下知状は相論の当事者を「園城寺領遠江国内田庄雑掌忠秀」ならびに「同庄下郷地頭八郎左衛門尉法師〔法名定願〕代忠能」と書き分けている（内16号、第11表）。このことは地頭定願が「同庄下郷地頭」として庄内の下郷のみを代表していたのに対して、雑掌忠秀は「遠江国内田庄雑掌」として、内田庄の全体を一括して支配していたことを示すものであった。

C 内田庄上郷

内田庄上郷

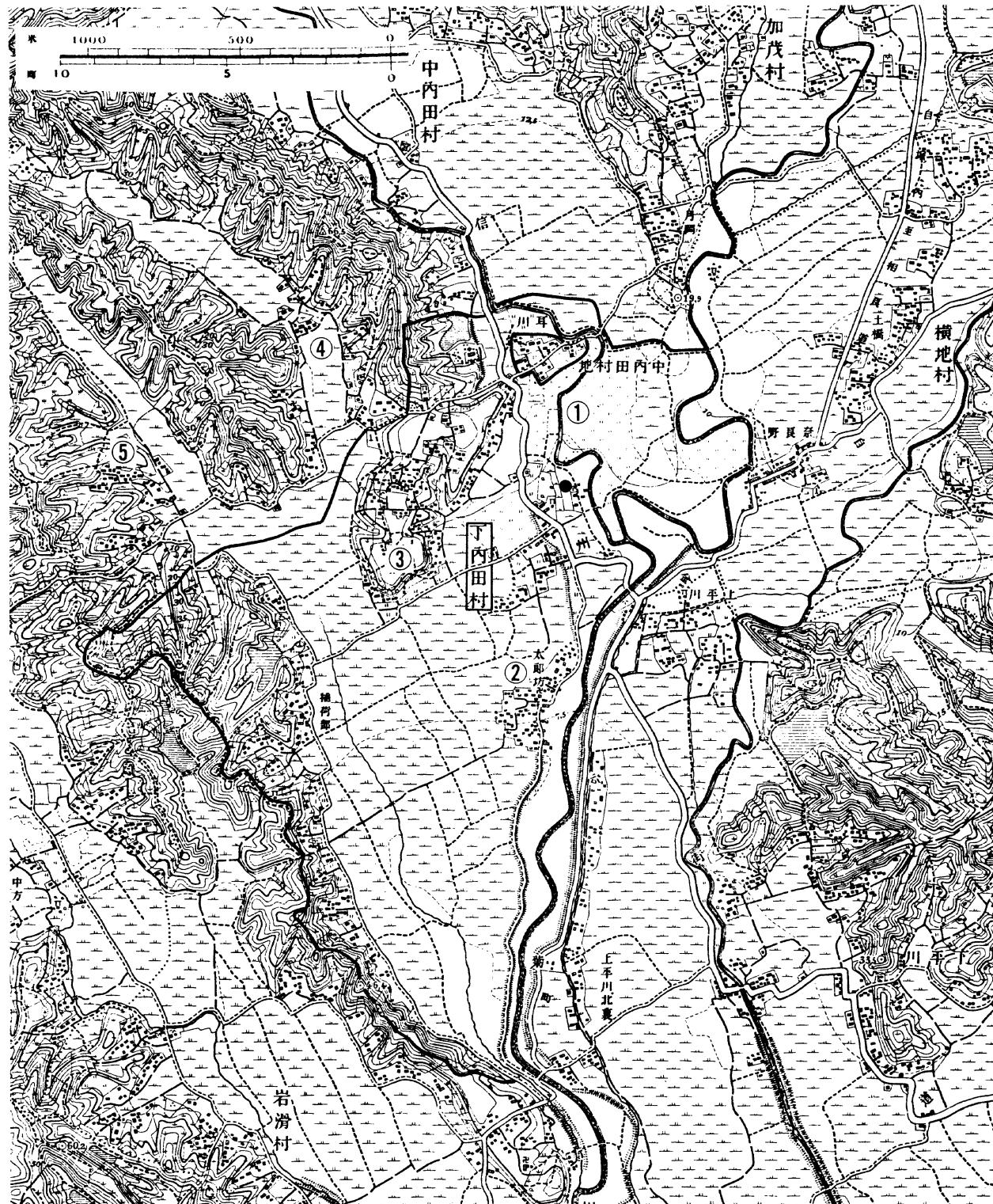
中世のある時期においてたしかに内田庄上郷が存在していた。現在掛川市上内田にある龍登院が伝える大般若経は、かつて同所の王子神社（上内田の総鎮守）に伝わったもので、明治初年の神仏分離のさい、同地の永宝寺（真言宗）へ移されたものである。この大般若経には多くの奥書があり、ここには応永16年（1409）3月以降、文明19年（1487）、文亀3年（1503）などの年紀がみえている（『県史』1431号）。それらは「時応永十六年己丑三月日、内田庄上郷若一王子御経、壇那小野朝臣忠綱」のごとき記載であって、ここに見える壇那には小野忠綱・藤原教親・藤原清氏・藤原光久・藤原氏女妙清・山村道崇・沙弥慧興などがあり、その他の姓も見られるが、藤原姓が多い。内田氏の本姓が藤原であったことは注意しておいていいであろう。ここに見る藤原氏が内田氏の同族であったか否かは不明としかいいようがないが、ともあれ現在の上内田のあたりが内田庄上郷の故地であったこと、奥書のなかに「納遠江州内田庄上郷一宮若一王子也、時応永十七天臘月日、清悦書之」などとあることからも分かるとおり、この若一王子はかつて中世においてこの地の熊野信仰の拠点として、内田庄上郷の一宮の位置にあったことがわかる。遠江工藤氏の熊野信仰との深いつながりが思い起こされよう。

D 平尾村は内田庄下郷の外にあった

平尾村は
内田庄下郷
の 外

先に述べたように内田庄下郷にかかる徳治2年（1307）の裁許状（内15号）は寛元年間（1243～47）における「平尾村地頭」の「還補」について記すが、それを「他人相論の御下知也」と書いている。つまり裁許状はここで平尾村が下郷地頭から見て「他人」にあ

たる人物の支配領域に属したものとの前提で事を処理しているのである。東・西両平尾は現在にあっても、中内田に属しており、下内田の外にある。上のような関係はすでに鎌倉時代、寛元年間には成立していたものであろう。上郷と下郷のほかに中郷があったか否かは不明であるが、平尾村はこの時から内田庄下郷の外であったとみるべきものである。



一下内田村境域 ●高田大屋敷 ①上小笠川 ②高田 ③段平尾 ④東平尾 ⑤西平尾

第51図 内田庄下郷近辺 (大日本帝国陸地測量部 明治24年測量)
正式二万分一、静岡及掛川近傍29号

下郷の景観

E 内田庄下郷の景観

現在の内田の土地は上内田（掛川市）・中内田・下内田（いずれも菊川町）からなっている。内田の西方には小笠山（264.4m）があって、これが袋井市・掛川市・大東町の境に位置して山麓に複雑に入り組んだ丘陵地を形成している。上小笠川はこの小笠山の北斜面に続く山麓丘陵の間に流れを発して掛川市域から流れ下り、菊川町域で菊川に合流しているが、上・中・下の内田の地はこの上小笠川がつくりだす谷状の地からなっている。この谷を上小笠川の縁をさかのぼるようにして、信州街道（秋葉街道・塩の道）が遠く信州へむかっていく。明治24年測量の正式2万分1地図でみると、上・中・下の内田村からなる内田の地はその頃、東を加茂村と横地村に接し、西から南にかけては佐東村ならびに岩滑村、そして北を南郷村・西方村に接していた。

このうち下内田村は東を北東方面から流れおりてくる菊川によって区切られ、また西は、佐東村、岩滑村との境をなして北西方向から南東方向へと延び、かつその先端が菊川を押しやるような具合にしてこれと落ち合っている一個の舌状の丘陵（52.9m）によって区切られている。すなわち下内田は東が菊川、西は丘陵によって区切られた逆三角形の地である。佐東村・岩滑村との境をなす上の丘陵は下内田の北方から3本に分かれて延びている舌状丘陵の西の岡であるが、その東にあるやや小規模の残りの2つの丘陵のほぼ先端あたりを東西に横切って菊川にいたる線が下内田の北の境界を形づくっている。上小笠川が流れているのは東に位置する3つ目の丘陵（66.5m）のさらに東の谷合であって、下内田の東北の部分を横切って、そのまま菊川に合流する。下内田の逆三角形の地の北東部分はこうして菊川と上小笠川が開析する2つの谷の水が集まって、しばしば滞留し、蛇行する自然堤防上に乗っている。

高 田 現在、この下内田の農家戸数は約150戸、高田・段平尾（ダンビラオ）・稻荷部（イナカベ）の3集落からなっている。このうち高田は右の合流点に近く、段平尾は東側の丘陵の先端部に、そして稻荷部は西の丘陵にそれぞれ張りつくように立地している。

F 高田大屋敷

土壌状遺構 と内田用水

高田大屋敷は下内田のうちではもっとも北東部の一角に位置し、上小笠川が屋敷の北から東を流れて菊川に合流する地点にある。この大屋敷には鎌倉時代前期にさかのぼる堅牢な土壌状遺構（土手）が付随していた。この土手は上小笠川の水が下内田の村に溢れ込まないためのものであったことが明らかである。

現在、段平尾が東・西両平尾の谷合の奥に造成された池からの用水を受けているが、本来両平尾の谷水は下内田の水田にはほとんど利用されて来なかった。大屋敷の上手にある井堰からの用水（内田用水）が、下内田の耕地にいきわたっており、この用水路によって平安時代以来の開発が進展したものと考えられる。高田大屋敷は屋敷の北と東を画する土壠ならびに西にのびる上述の延長土壠によって上小笠川の河道を固定し、さらにそれによって、下内田にとっての堤防の機能を果たしており、ここが下内田への右の用水路の源を転するという重要地点にあたることがわかる。中世村落における農業経営の維持と深くかかわった鎌倉の地頭のあり方を大屋敷の立地条件がさし示している。（第2節参照）

G 正和の下郷下地中分

下郷の規模

さきに述べたように正和3年（1314）に内田庄下郷の下地は地頭と雜掌の間で和与中分されている。和与状によると下郷の面積その他は、田が25町2段4丈、屋敷が10宇で、その他に畠・山野・江河・荒野等が存在していた。内田庄上郷も、平尾村もその範囲外とい

うのであるから当然といえば当然であるが、下郷だけでいうと比較的小さな荘園所領である。この小さな所領について、この時、完全な「折中」方式がとられたのであった。内田氏にとってはきびしい条件であったと思われるが、残念ながら内田庄下郷のどこに中分線が引かれたのかは手掛かりがなくて分からない。

ただ右に見られる「河」が現在の上小笠川・菊川のそれを指したこと、それらの河川が乱流した跡に残る「江」(沼沢地)がおそらく各所に残り、さらに「荒野」がひろがるという鎌倉時代の内田庄下郷の荘園景観をここに想定することができよう。中分のあとも領家と地頭が井料を半分づつ負担して、河川管理に努めたことも先に触れたとおりである。

H 平民百姓と名編成

鎌倉時代にあって内田庄下郷の荘民について知りうることは多くはない。ただ荘民身分が「平民百姓」として位置づけられていたであろうことは後の裁判で引用された貞応年間(1222~24)の下知状が「平民百姓」の支配をめぐるものであったことから、間接的にではあるが推察がつく(内15号)。さきにみた屋敷10字との関連が考えられる。

平民百姓

いっぽう鎌倉時代の内田庄は名編成をとっていた。嘉禎2年(1236)の致茂譲状と安堵の2通(内3・4号、第11表)にはいずれも

内田御庄下郷地頭職并名田畠

金太郎名

と書かれており、その後の譲状にも同様の表現をみることができる(内9号、第11表)。また正和5年(1316)の尼法蓮譲状(内17号、第11表)には「金太郎名」がみえ、これが4人の男女子息等に譲与されていて、内田庄下郷における名の具体例を示す唯一の史料となっている。内田一族にかかわりのあるこの女性(尼法蓮)の身元は前後の時期を勘案すると、三代地頭定願(致親)の後家であった可能性が強い。

I 秋葉街道

ところでさきにもふれ、また静岡県教育委員会作成の「高田大屋敷遺跡について」(1992年2月)がすでに指摘するように、この大屋敷の西側に接して相良から秋葉神社へと向かう近世の秋葉街道(信州街道)が北上している。中世の街道の正確な位置についてはなお検討すべき点が残されているが、この屋敷地が上小笠川水運の便ともあいまって、古くからの水陸交通の要衝でもあったことを示している。(第5節)

11 文献にみる中世初期東国 の 地頭居館

遠江国内田庄下郷の高田大屋敷は上小笠川の右岸にある自然堤防上に立地し、北と東を上小笠川に接し、西に巨大な堀を配し、南に開けた南北93メートル、東西70メートルにおよぶ方形土塁で区切られた中世武士の居館跡をなしている。この地に内田氏が居た痕跡は建武年間までで、その後、この一族は石見国に本拠を移した。ここから発見される遺物は現在までの調査によるかぎり、平安時代から鎌倉時代にいたるもので、中世後期の生活の痕跡はまだ確認されていない。この地はまた同時に弥生時代から古墳・奈良の各時代に及ぶ遺物の包含層の上に乗っていることも重要である。

内田家文書のなかに直接、高田大屋敷(地頭居館)にかかわりのある記述を発見することはできない。ここでは同時代の東国武士の居館を文献(古文書)のうえで知りうる代表的な事例として武藏国熊谷郷の地頭堀内と相模国早河庄山内首藤氏の田子屋敷を検討してみたい。

[武藏国熊谷郷地頭堀内]

鎌倉武士
熊谷氏
武藏国大里郡熊谷郷は熊谷氏の「先祖相伝所領」であった。熊谷氏が残した熊谷家文書はこの熊谷郷と承久恩賞地である安芸国三入庄との双方にまたがる鎌倉武士熊谷氏の動静を示しており、内田氏の歴史を分析するについても興味深いものがあるが、その最初の文書は建久2年(1191)の熊谷蓮生(直実)の譲状である(『大日本古文書』熊谷家文書1号)。

そこには子息の1人真家へ譲った「先祖相伝所領壱処」の四至を「東限源三郎東路 南限雨奴末南里際 西限村岳境大道 北限苔田境ヲ源次郎之前ノ路へ」のように記している。

西 境
村岳境大道 このうち西境が「村岳境大道」となっていることに注目しておきたい。

熊谷郷恒正名 この地は鶴岳八幡宮の神領であったが、承久2年(1220)に領家の実検使惟宗某がこの土地を実検し、熊谷郷恒正名15町4反260歩の名寄帳(熊谷家文書5号)を作成し、同時に地頭直国(平内左衛門尉)の「往古堀内」については次の免状(熊谷家文書4号)を発給している。

(花押)

直國分堀内 鶴岳八幡宮寺御神領武藏國熊谷郷内地頭平内左衛門尉直國分堀内事、

合

四 至

東限神田宮垣内南北縄手

南限東西大堀

西限庄堀南北大道

北限東西中道

右、依爲往古堀内、任先例、所令免除如件、

(承久二)
〔 〕年十二月一日

散位惟宗朝臣(花押)⁽²⁷⁾

西 熊 谷 ところで、名寄帳の「恒正名」15町余はのちに「西熊谷」といわれるようになった土地で、代々熊谷氏に伝領されている。貞治4年(1365)の熊谷直道譲状(熊谷家文書92号)には「大里郷内熊谷郷恒正名{号西熊谷}」とある。

武藏国熊谷郷

東西中道

庄堀南北大道
熊谷郷直国往古堀内(承久2)1220

南北縄手垣内

東西大堀

いまこの地頭直国(「往古堀内」)について検討したいのであるが、これは東が「神田宮垣内」と「南北縄手」、すなわちまっすぐな長い道であり、南は「東西大堀」、西は庄堀の「南北大道」、北は「東西中道」であったとみえる。すなわち地頭堀内の東側は「神田宮」の境内があり、堀内との堀を「南北縄手」がまっすぐに通っていた状況が想定されるであろう。もちろん「神田宮」が南北どちらかにすこしづれていたかも知れないし、また「神田宮」と

神田、宮垣内 いう神社の名称に中世としては多少の不自然さが残ると判断するならば、この部分を「神田、宮垣内」と読んで「宮垣内」に属する「神田」が地頭堀内の東側に接していたと読むことも可能である。しかしその場合にあっても垣内の名前が「宮垣内」であることは動かないから、ここが宮(神社)の境内であったことは間違いない。神社との位置関係でいえば、東西が逆であるが、いま高田大屋敷の西に接して、古川神社(旧称高田神社)が位置していることに注意される。

東西大堀 つぎに南に目を転じると、地頭直国の堀内の南は「東西大堀」となっている。東西方向

の大きな堀を意味するにちがいない。これも高田大屋敷の西側部分の巨大な堀との関連が考えられる。

さらに西にうつると、ここは庄堺で、ここに「南北大道」が通っている。この道も一応、まっすぐな南北道とみるのがすなおな解釈であろう。地頭の「往古堀内」は荘域の西の境界をなす大規模な道路に面していたことがわかる。ところで建久2年に熊谷蓮生が子息真家に譲与した熊谷郷は西が「村岡境大道」とあった。直国譲状にみえる「庄堺南北大道」とこの「村岡境大道」が同一の道を指していることは間違いない。熊谷郷の西は村岡の土地だったのである。

熊谷郷のうちの恒正名15町余（西熊谷）は「村岡中堀」という往古からの用水によって灌漑されていた。

庄 境 南 北 大 道

和与

武藏國西熊谷郷用水村岡中堀事、
右、熊谷彦次郎直光如訴申者、淨照打止往古用水云々、而淨照自元不
止件用水之上者、任先例、向後更不可有違乱、仍和与状如件、
正安二年八月十七日 沙弥淨照⁽²⁸⁾
(花押)

この時、村岡を支配していた沙弥淨照が西熊谷郷への用水を打止めて相論になったのである。直国の居館の西が村岡との境であり、かつ南に「東西大堀」が位置したとするならば、この大堀の西は直接村岡境に接していたことになる。こうしてみると、さきの「村岡中堀」と地頭居館の南の「東西大堀」との位置関係を現地の地形に即して検討することが必要になる。両者がもしつながっているようなことが想定出来れば直国の居館も村岡からの往古の用水が熊谷郷に入ってくる喉元の部分に位置し、ここから西熊谷への配水が行われる場所にあったことになる。

最後になったが居館の北は「東西中道」と記される。この「中道」は「上道」(カミツミチ)「下道」(シモツミチ)、あるいは「南道」「北道」に対応する「中道」であると考えるのが自然であろうが、あるいはこれがさきの「大道」に対応し、道の大きさを示す「中道」であった可能性もすてきれない。中世の地方社会における中規模の道である。将来の検討にまちたい。

東 西 中 道

以上、地頭直国の往古堀内の四至をみてきたが、ここから想定される地頭居館は荘域の西の端、村岡との堺に位置して、南に「東西大堀」を配し、さらに西と北は道路に面し、東側には神社が位置しており、全体として東と南へ開けた歴史的景観をとることになる。「大堀」が防御用の機能を備えていたとするならば、道路や縄手によって区切られた他の部分にもそれなりの防御用の施設が備っていたと見るのが自然である。

この堀内は地頭の往古堀内（地頭屋敷）として、鶴岳八幡宮への荘園年貢が免除された土地になっていた。いっぽうその他の地頭所領（恒正名）には領家の支配力が強くおよび、つぎの熊谷直時の時、貞永元年（1232）に「地頭請所」となってはじめて、領家鶴岳の預所の入部が停止されることになり、以後、地頭の沙汰として「有限御年貢以下色々御得分物等」が鶴岳八幡へ納入される取り決めが成立している（熊谷家文書12・13号）。鎌倉時代はじめにあっては、熊谷郷には領家である鶴岳八幡宮の支配が強く及んでいたのであった。文暦2年（1235）にも「依為若宮神領、社使乱入之条、無術事也」（熊谷家文書15号）など

との嘆きの文言が記されている。

[相模国早河庄田子郷本屋敷]

山内首藤氏

山内首藤氏は承久3年（1221）に備後国地毗庄地頭職を拝領し、後には備後にその本拠を移していくが、もともとは東国武士ではやくから相模国足下郡早河庄内に一得名なる所領を有していた。寛喜2年（1230）に山内重俊は嫡男宗俊に、また宗俊は建長元年（1249）に三男時俊を家嫡に定めて「先祖相伝領」としてこの一得名の地を譲与している（『大日本古文書』山内首藤家文書3・5号）。

2通の譲状はそれぞれ「一得名田并在家」（3号）ないし「一得名内田地屋敷在家」（5号）を譲ったと表記されているものであるが、両者の「屋敷在家」の記載を摘記すると次のとくである⁽²⁹⁾。

[重俊譲状]

田子往古
本屋敷

田子往古本屋敷一所 限東倉後笠堀 限西若宮西笠堀
限北丸子河 限南大道
大柳一字 権二郎一字 伴細工一字 別當太一字
宮大夫三郎一字 野畠八年来作々可付屋敷也、
レニ

百姓分在
在家事

一、本屋敷壹所事
四至 限東井通北南 限南大道
限西大門通笠堀 限北丸子河
一、百姓分在家事
伴細工壹字 宮大夫三郎壹字

すなわち山内氏の田子郷における居館は「田子往古本屋敷」あるいは「本屋敷」といわれた存在であって、これが一般の「百姓分在家」とは区別された存在であったことは「宗俊譲状」の「伴細工壹字」「宮大夫三郎壹字」などの記載に明瞭である。その「本屋敷一所」は寛喜の「重俊譲状」では、東が「倉後笠堀」、西が「若宮西笠堀」、北が「丸子河」、南が「大道」となっている。同様に建長の「宗俊譲状」では、東が「井通北南」とあり、西が「大門通笠堀」とあるほかは、南の「大道」、北の「丸子河」は寛喜のときと同じ表記である。東と西の表記が寛喜と建長とで異なっており、このこと自体にはいろいろな解釈が可能であろうが、ここでは寛喜と建長の間に居館の周辺の形状に特別な改変が加えられた可能性は低いとみて、これは四至をかぎる指標の表記が、堀と道路のいずれをとったかの違いにすぎないと解釈しておきたい。そうするとここには東・西に「笠堀」が掘られ、その堀に沿って外側に「大門通」（西側）あるいは「井通」（東側）などとよばれた南北方向の道路が通っていたと考えることが可能である。

こうして山内首藤氏の「田子往古屋敷」はその西側に接して「若宮」があり、「若宮」との間に「西笠堀」と「大門通」が南北に走っていたものと思われる。東側の「井通」はイノミチとでも呼んだのであろうが、用水路に沿った道があったと考えられる。屋敷の北側を「丸子河」が限っている事実とあいまって、その景観は西に古川神社を配し、北と東を上小笠川によって区切っている高田大屋敷の現況とまことによく似ているといわねばならぬ。

つぎに寛喜2年に宗俊がうけとった百姓分在家5字と田地5丁2反小ならびに、このうちから建長元年に時俊に伝えられた在家2字・田地1丁8反小の内訳を示しておこう。

A) 相模国早河庄
田子郷

丸子河

田子往古
本屋敷
(寛喜2)
1230

倉後
笠堀

大道

B) 相模国早河庄
田子郷

丸子河

本屋敷
(建長元)
1249

井通北南

大道

百姓分在家	宗俊分（寛喜2）	時俊分（建長元）
大柳	1字	
権二郎	1字	
伴細工	1字	1字
別当太	1字	
宮大夫三郎	1字	1字
合計	5字	2字

田地	宗俊分（寛喜2）	時俊分（建長元）	
西門坪	4反	2反	加幡馬作小定
大柳	6反		百姓田
足小河	2反小	2反小	
〃	1反	1反	
箕輪田	5反		高別当作
〃	3反		
権二郎作	6反		
別当太作	2反		
桑坪	1町		
大窪	1反		
高箕輪田	4反	4反	内箱根大般若田1反
二宮宮司宮大夫三郎作	5反	5反	但し加地子計也
木蔭	3反	3反	同作人
合計	5町2反小	1町8反小	

備考 野畠ハ年来作々可付屋敷也

「野畠」が屋敷に付属するものとされていることに注意されるほか、「宮大夫三郎」は「百姓分在家」に分類されながら、この荘園の「二宮」の宮司であったこと、かれはほかの百姓と異なって、5反の請作田地から加地子のみを地頭方へ納入すればよかつたことなどもわかる。

まとめ

以上、伊豆工藤を先祖にもち、内田庄の開発領主として平安時代の末ころに遠江国に進出した内田氏の鎌倉時代における歴史を5つの時期に区分しながら、二三の考察を加えてきた。

- (1) 第1期は承久の乱（1221）以前。内田氏はまだ『源平盛衰記』『吾妻鏡』『承久記』などによって、断片的に知られるだけで、いわば伝承のなかの内田氏の時期である。
- (2) 第2期は承久の乱から嘉禎2年（1236）まで。第1期のおわりまでに、内田庄下郷に進出していた下郷初代地頭致茂が、この地にしっかりと根をおろすと同時に、貞応元年（1222）に獲得した石見国貞松・豊田郷の遠隔地所領の經營に積極的に乗り出した時代でもある。
- (3) 第3期は嘉禎2年から弘安8年（1285）まで。二代地頭致員とその次の世代に属する致直・致親兄弟の時期。この間に内田庄下郷惣領家は重大な内紛を抱えていた。致員は息子兄弟に一度は遠江・石見にわたる所領を分割譲与しながら、弟致親の子供朝員にすべてを継承させようとして、一度与えた所領をすべて悔返し、直接、孫の朝員にこれを譲っている。兄の致直はこれに抵抗したが、父致員の死後、甥朝員を養子として跡を継がせることを条件に和解が成立し、彼は幕府の所領安堵を得た。内田惣領家が内紛をかろうじて回避した時期である。
- (4) 第4期は弘安9年（1286）から正和3年（1314）まで。四代地頭朝員が活躍した時代。

この時期の早いころは遠江では朝員の実父致親、石見では同じく養父致直がまだ働いていたがやがて朝員が登場する。ここで朝員の内田惣領家は石見では庶子俣賀家と山野河川支配をめぐり、遠江では領家園城寺と加徵米徵収をめぐって裁判に明け暮れした時代である。

長い争いのあと石見では狩倉の引き渡し、遠江では下地中分という形でいずれも和与（和解）をとげ、領域を二分し、その一部を放棄することによって、この時期を終えている。内田惣領家はこの時期、内には庶子俣賀家の、また外には領家園城寺というように内外からの敵対をうけて苦難の時期を経験していた。

- (5) 第5期は正和3年以降の時期。五代致景の時代である。石見では引き続き四代朝員（空昭）が支配していたが、遠江では致景が早くから現れる。南北朝内乱が始まった時には、まだ遠江で活躍していた内田致景は建武5年（1338）～康永元年（1342）の間に5世代ないしそれ以上におよぶ父祖の地遠江の所領を実質上放棄して、石見に移って行った。以上によって伊豆から来て、石見へ去った遠江国御家人としての内田氏の歴史は終了する。
- (6) 彼らが残した内田家文書・俣賀家文書は鎌倉時代の一族の歴史についての少なからぬ記述をふくみながらも、そのなかに内田庄下郷の地における彼らの居館についての記述をみることはできない。しかし、かれらの遠江における所領がほぼ内田庄下郷に限られていた事実⁽³⁰⁾、そして中世の下郷の境域が現在の高田・段平尾・稻荷部を含む下内田の地にほぼ該当し、中内田の平尾村（東西両平尾）の地をふくまず、またその領域は下内田の南西を限る小丘陵を越えることが無かったことなどがほぼ確実であったとすれば、高田大屋敷と内田用水、大屋敷西北部分からの延長土塁という3者の位置関係が示す相互の不可分の歴史的な関係について、この3者が下内田の地の中世的開発について持つ、緊密不可分のまとまった具体的の理解をうることが可能である。
- (7) くりかえすようであるが、高田大屋敷が地頭内田氏の居館であったという、文字資料による直接の証拠はまだ得られていない。しかし熊谷氏の「直国堀内」ならびに山内首藤氏の「田子往古屋敷」でみたような鎌倉時代前期の地頭居館に関する文献学的検討の結果が、神社をすぐ近くに置き、さらに周辺に堀や河を配し、かつ道に囲まれた方形居館としての歴史的なたたずまいを示しており、それらが現在に残る高田大屋敷の景観的特徴ときわめて近似していることをつけ加えなければならない。中世前期の居館の一つのタイプがここにあることはまちがいがない。考古学的にも、また歴史地理学的にも、高田大屋敷が地頭内田氏の居館としてふさわしいという調査結果がつみかさねられつつあるのである。

註

- (1) 内田庄下郷の地頭であった内田氏の系統から後に俣賀氏が分出した（後述）。本家筋にあたる内田氏は系図によると石見に移ったのち、宗堯（法名柏山）の代に近隣の吉見氏と益田に戦って討死し、次の世代（法名貴山）になると「始めて益田家に属す」と記される。彼らは豊田を名乗ったこともあるが、やがて益田氏の家臣となり、江戸時代に及び、益田氏との婚戚関係を強めて、子孫は益田家を名乗っている。
- (2) 清水久夫「相良氏と遠江国相良荘」（歴史手帖5-10 1977）は人吉庄地頭の相良氏が庶子家の流れに属したのが遠江国の本領地の文書を伝えていないことの原因であつ

たとしている。

- (3) ちなみに陸奥国御家人岩崎資親・同舎弟は弘安9年(1286)冬に熊野本宮・新宮・那智への参詣の帰途に同年閏12月中旬「先達の縁に依」って、遠江国城飼郡河庄村東方(現在菊川町、地頭北条師時、沙汰人蓮覚)に逗留している(『県史』1447号)。菊川近辺における熊野信仰のひろがりを暗示する史料である。
- (4) 下郷内田氏の二代地頭致員は「内田工藤三郎致員」(内32号)と書かれている。内田氏が工藤の分流に属することを示す比較的はやい事例である。また文保3年の空昭譲状(内18号)の宛名に、子息の名前が「藤原致景」と書かれており、内田氏の本姓が藤原であったことが、文書の上で確かめられる。ともあれ内田氏の本姓は藤原で、かつ工藤を名字としており、文書を残した内田庄下郷内田氏の系統は「致(むね)」の一字を通字としていた。
- (5) 海老名尚・福田豊彦「『六条八幡宮造営注文』について」(『国立歴史民俗博物館研究報告』45集、1992)
- (6) 関東下知状などは致茂のことを宗茂と書いている。しかし嘉禎2年の自分の譲状(内3号)に「刑部丞致茂」と署名しているのであるから「致茂」というのが正式の名前であったろう。下郷内田氏は彼以後、代々「致」を通字とするようになったことからみても以上のように判断すべきものである。なお譲状の署判から判断して、彼が承久の乱後どこかの時点で刑部丞に任官したことが確実である。
- (7) 嘉禎2年12月1日の幕府安堵(内4号)には「亡父刑部丞致茂」と見えている。
- (8) 井上寛司「貞応二年石見国惣田数注文の基礎的検討」(山陰史談18 1982)、本稿の「惣田数注文」の引用は井上論文の釈文による。
- (9) 菊川町教育委員会所蔵の資料によると、桑原韶一氏(島根県文化財保護指導委員・浜田市文化財審議委員)提供による「周布村地引絵図」(明治期、部分)のコピーがあり、ここに「定松」の地名がみえている。
- (10) 建長8年9月29日崇徳院御影堂領目録(『華頂要略』巻五十五上)、なお西田直二郎「崇徳天皇御廟所」(同『京都史蹟の研究』吉川弘文館 1961)参照。粟田宮と御影堂は寿永3年、後白河院の建立になり、京都鴨川の東、春日河原にあり、鎌倉時代青蓮院門跡が検校職を管し、御影堂禪衆職にも青蓮院の僧官が補任されていた。
- (11) 三男の弥益丸については案文では弥誉丸と記すものもある(内5号、第12表)が、原文書の弥益丸を取るべきである。
- (12) B・Cについては譲状がなく、奥書の有無については、これを直接判断することはできない。またAは内田庄下郷の譲状案であるが、後の相論の対象となった石見の所領ではない。これにも奥書があった可能性もあるが、もしそうなら惣領家としては具合のわるい奥書を意図的に削除した案文を作成したとみることができる。
- (13) 字界は後藤房次郎編『郷土誌(豊田村)』(1917)の付図「島根県美濃部豊田村略図」によった。
- (14) 上横田には戦国時代に地方市庭が成立していた。ここは高津川と匹見川の合流点、山陰道と安芸廿日市からの陸路の交叉点に位置し、上市・中市等の地名を残している。井上寛司「中世山陰における水運と都市の発達」(『戦国期権力と地域社会』吉川弘文館 1986)
- (15) この史料には写し誤りがあるらしく、日付の点で不審なところを残すが、つぎにあ

げる生仏譲状と照らし合わせてみれば、内容そのものには疑う余地はないと判断される。

- (16) ここに山河とともに「畠」が記され、「田畠在家」と区別されている。「畠」が焼き畠農業を示すという指摘に一つの新事例を付け加える材料である。鎌倉時代のこの地域に焼畠が盛んであった事情を語るものである。黒田日出男「中世の畠と畠」(同『日本中世開発史の研究』校倉書房 1984)
- (17) 惣領家ではこの間に三代地頭生仏が亡くなり、養子朝員の時代になっていた。六波羅における徳治相論において朝員は教智を代官にたてて争っていた。一方、庶子家の致義(弥益丸)はあるいはまだ生きていた可能性もある。というのは徳治の同じ裁許状に片方は「生仏(朝員亡父)」と記され、また片方は「致義(致直父)」と書かれているからである。しかし裁許状がそこまで気を配って正確な表記に努めていたという保障はない。したがって致義存命のことは確実な話ではない。
- (18) この相論の裁許は遠江守護大仏宣時によって、何者かの「仰」をうけて、下されている。この「仰」の主体は誰であろうか。この裁判の性格がこの間にたいする答えによって特徴づけられるであろう。正安3年(1301)5月22日の本間文書の大仏宣時下知状(『県史』1584号)とともに検討してみたい。なお『県史』の綱文はこれを「平尾村加徵米」にかかる裁許であるとするが、これは内田庄下郷についての裁判であつて、平尾村のそれではない。
- (19) 工藤一族は鎌倉後期に得宗被官として現れる。在地領主が北条氏に所領を寄進して地頭代職に補任された例など考えあわされる。石井進「九州諸国における北条氏所領の研究」(竹内理三博士還暦記念会編『荘園制と武家社会』吉川弘文館 1969)、入間田宣夫「北条氏所領の内部構造」(日本文化研究所研究報告別巻7 1970)
- (20) 狩倉については松井輝昭「狩倉についての一試論」(広島県史研究4号)参照。
- (21) この部分の土墨状遺構は原稿執筆後、十分の調査をまつことなく破壊された。なお、肥後国人吉庄へ下った相良氏は球磨川に設置された築の権利を川の中央で北条氏との間で折半しており(『大日本古文書』相良家文書6号)、そういう例も中世にはむろんあったに違いないが、内田氏のようなさほど有力でもなかった御家人はそのような方法を取りにくかったのであろうか。
- (22) 豊田郷における弘安9年以降の相論は、旧来からの山河に加えて、ここでは郷内の畠(焼畠)をめぐる争いとして展開した。小俣賀がここに新しく現れたことは、この集落が焼畠(畠)をめぐる生産活動の展開の上に「旧来の山河」のなかに成立した新集落であった事實を暗示している。
- (23) ここで(横地・勝申手)のように記したものは、内田一族が従軍のさいに従った大将を示す。
- (24) 佐藤進一『室町幕府守護制度の研究』上、東京大学出版会 1967
- (25) 応永29年の保賀政家譲状(保飯18号)には「判之事ハ筆者門亡事にて候。公方之御疑あるへからず候」と記されている。政家は文盲だったのである。
- (26) 現在、中内田にある応声教院(天台宗)はかつての荘園領主園城寺とのかかわりが考えられる。
- (27) 引用した堀内免状の年号部分は欠落しているが、5号文書の恒正名名寄帳の実検使惟宗と本文書の惟宗朝臣の花押が一致し、かつ両文書の日付も1日違いであることを

勘案すると両文書は承久2年の領家検注にともなう一連の作業の過程で作成されたものと判断してよいであろう。ここで私は、4号の直国の「往古堀内」と5号の「恒正名」15丁余が別個の土地であったとする判断に立っている。それというのも文暦2年（1235）相論において訴人熊谷資直は「熊谷郷者、亡父直国相伝之屋敷也」（熊谷家文書15号）といっており、ここでは熊谷郷そのものを地頭の相伝屋敷だと解している。しかし、承久2年12月の実検にさいして、実検使惟宗朝臣は直国堀内については免除の状（4号）を発給し、恒正名15丁については実検の上、見作・不作・除田を確定しており、こちらの名寄（5号）はあきらかに年貢徵収を前提とした注文作成である。現に貞永元年（1232）の鶴岡社務定豪の袖判御教書によれば、社家は「直国跡{恒正名}事」について「有限年貢以下色々御得分物等」の「進済」を命じており（同文書12号）、これは年貢免除の堀内ではない。上の資直の発言は法廷弁論のレトリック以上のものだとは考えにくいのである。

(28) 熊谷家文書28号

(29) 福田以久生「相模国早河庄」（『駿河相模の武家社会』清文堂 1976）、石井進『鎌倉武士の実像』（平凡社 1987）がこの屋敷についての現地比定を試みている。

(30) 弘安10年（1287）に内田致朝（定願）が遠江国那賀庄下郷下司職を安堵されたことがあるが（内12号）、この所領については他に関連する文書がなく、内田氏にとって安定的な所領だったとは考えられない。